

# 第7章 経営局

## 第1節 農林漁業関係の税制

### 1 国税に関する改正

平成22年度における国税の改正は、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税の税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直しその他の各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じられた。

農林漁業関係税制については、農業者等の経営支援、循環型社会の構築、農山漁村の活性化、森林・林業の活性化、水産業の活性化のための各種の税制上の特例措置を講ずるほか、期限の到来する特例措置の適用期限の延長及び一部見直し等所要の措置が講じられた。

各税法の改正法の施行日は原則として平成22年4月1日である。

#### (1) 所得税法

##### 創設・拡充事項

ア 生命保険料控除を改組し、次の(ア)から(ウ)までによる各保険料控除の合計適用限度額を12万円とした。

(ア) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

a 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」という。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額4万円の所得控除（介護医療保険料控除）

b 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円

c 上記a及びbの各保険料控除の控除額の計算は次のとおり

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

d 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用

e 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用

f 剰余金の分配や割戻金の割戻し（以下「剰余金の分配等」という。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引く

(イ) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」という。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額5万円）を適用

(ウ) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記ア(ア)b及びア(イ)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限4万円）

a 新契約の支払保険料等につき、上記ア(ア)cの計算式により計算した金額

b 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

(注) 上記の改正は、平成24年分以後の所得税について適用

イ 所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ

寄附金控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げ（所法78）

ウ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正により、新たに支給されることとなる一時金（特例老齢農林一時金）について、次の措置を講ずることとなった。

(ア) 国税徴収法に規定する「退職手当等」として、一定額までの差押えを禁止する財産に追加

(イ) 所得税法に規定する「退職手当等」とみなす  
(2) 法人税法

#### 創設・拡充事項

ア 企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても、法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する観点から、次の見直しを行った。

(ア) グループ内取引等に係る税制

a 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

(a) 連結法人間取引の損益の調整制度を改組し、100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転（非適格合併による移転を含む。）を行ったことにより生ずる譲渡損益を、その資産のそのグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上する制度とした（法法61の13）。これに伴い、適格事後設立制度を廃止

(注) 100%グループ内の法人とは、完全支配関係（原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係）のある法人をいう

(b) 100%グループ内の法人間の非適格株式交換等を、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象から除外（法法62の9）

(注) 合併等の対価として一定の外国親法人株式が交付されるものを除く

b 100%グループ内の法人間の寄附

100%グループ内の内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とともに、受領法人において全額益金不算入（法法25の2）

c 100%グループ内の法人間の資本関連取引

(a) 100%グループ内の内国法人間の現物配当（みなし配当を含む。）について、組織再編税

制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置を講じる（法法62の5）。この場合、源泉徴収等を行わない

(b) 100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しない（法法23）

(c) 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しない（法法61の2）

(d) いわゆる無対価組織再編成について、その処理の方法等を明確化

d 中小企業向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないことする（法法66、81の12）

(a) 軽減税率

(b) 特定同族会社の特別税率の不適用

(c) 貸倒引当金の法定繰入率

(d) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度

(e) 欠損金の繰戻しによる還付制度

e 連結納税制度

(a) 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加（法法81の9）

(b) 連結納税の承認申請書の提出期限について、その適用しようとする事業年度開始日の3月前の日（現行6月前の日）とする（法法4の3）

(c) 事業年度の中途で連結親法人との間に完全支配関係が生じた場合の連結納税の承認の効力発生日の特例制度について、加入法人のその完全支配関係が生じた日（加入日）以後最初の月次決算日の翌日を効力発生日とすることができる制度に改組（法法14）

(d) 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について、その開始又は加入後2月以内に連結グループから離脱する法人の有する資産を時価評価の対象から除外（法令122の12等）

## イ 資本に係する取引等に係る税制

- (ア) みなし配当の際の譲渡損益（法法61の2）  
 a 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しない（再掲）  
 b 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度（外国子会社配当益金不算入制度を含む。）を適用しない  
 c 抱合株式については、譲渡損益を計上しない

## (イ) 清算所得課税

清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行します。その際、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置を講ずる（法法5）。また、連結子法人の解散を原則として連結納税の承認の取消事由から除外（法法4の2）

## ウ その他

- (ア) 適格合併等の場合における欠損金の制限措置等について、実態に応じて適用要件を見直した（法法57、62の7）  
 (イ) 分割型分割については、みなし事業年度を設けない（旧法法14）  
 (ウ) 売買目的有価証券、未決済デリバティブ取引に係る契約等を適格分社型分割等により移転する場合の処理について整備  
 (エ) 合併類似適格分割型分割制度を廃止（法法2）  
 (オ) 受取配当の益金不算入制度における負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を見直す（法令22）  
 (カ) その他所要の措置を講じた

(注) 上記の改正は、ア(ア)、並びにウ(オ)を除き、平成22年10月1日から適用する

## (3) 消費税法

## ア 事業者免税点制度の適用の見直し

次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に、調整対象固定資産を取得した場合には、当該取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度を適用しない（消法9）  
 (ア) 課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間（2年間）

(イ) 資本金1,000万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間（2年間）

(注1) 上記の改正は、(ア)に該当する場合には平成

22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用し、(イ)に該当する場合には同日以後設立された法人について適用

(注2) 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で100万円（税抜き）以上のもの

## イ 簡易課税制度の適用の見直し

アにより、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられない（消法37）

ウ 特定輸出貨物に係る保税地域間の運送について、消費税が免税とされる輸出類似取引の範囲に追加（消令17）

エ 資金決済に関する法律の制定に伴い、いわゆるサーバ型前払式支払手段につき、消費税が非課税とされる物品切手の対象範囲に含まれることとする規定の整備を行う（消令11）

## (4) 租税特別措置法

## ア 特例措置の創設・拡充等

(ア) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正により、新たに支給されることとなる一時金（特例老齢農林一時金）について、次の措置を講じる

- a 国税徴収法に規定する「退職手当等」として、一定額までの差押えを禁止する財産に追加  
 b 所得税法に規定する「退職手当等」とみなす

(イ) 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、次の見直しを行った

- a 対象となる交付金等に米戸別所得補償モデル事業交付金及び水田利活用自給力向上事業交付金を追加  
 b 対象となる法人から特定農業団体及びこれに準ずる組織を除外（措法61の2）

## イ 特例措置の適用期限の延長

次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された（ア）は3年、（エ）は1年）。

(ア) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（資産の簿価譲渡）について、その適用期限の3年延長（措法68の2）

(イ) 農林漁業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）について、その適用期限を2年延長（措法10の3、42の

## 6)

(ウ) 食品製造業者等の研究開発を行った場合の税額控除制度（10%等）について、その適用期限を2年延長（措法10、42の4）

(エ) ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する課税の特例（輸入A重油に係る免税措置、国産A重油に係る還付措置）（措法90の5、90の6）

## ウ 特例措置の整理合理化

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年延長された（（ア）は1年）。

（ア） 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却制度（10%等）の対象事業からソフトウェア業を除外する等（措令6の3、28の9）

（イ） 産業活力再生特別措置法に基づき行う事業再構築等に係る登記の税率の軽減措置（0.7%→0.35%等）について、次の登記にあっては軽減税率が適用される資本金の額の上限を3,000億円までの部分とする（措法80）

- i 株式会社の設立及び資本金の額の増加の登記
- ii 合併又は分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記

## エ 特例措置の廃止

次に掲げる特例措置が廃止された。

（ア） 資源再生化設備等（食品循環資源再生利用設備、木質固体燃料製造設備）を取得した場合の特別償却制度（14%）（旧措法11の6、44の6）

（イ） 特定設備等（産業廃棄物処理用設備）を取得した場合の特別償却制度（14%）（旧措規5の12、20の6）

（ウ） 海外投資等損失準備金制度（海外造林等）（旧措法55）

（エ） 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減措置（旧措法76）

（オ） 漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の包括承継をした場合の不動産の所有権移転登記等の税率の軽減措置（旧78）

（カ） 農林中央金庫等が行う組織再編による登記の税率の軽減措置（旧80の3）

（キ） 独立行政法人農林漁業信用基金が旧法人から承継して権利又は資産の承継に伴う登記等の免税措置（旧84の3）

## 2 地方税に関する改正

平成22年度税制改正においては、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康的な観点を明確にしたたばこ税の税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直しその他の各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じられた。

## （1） 道府県民税及び市町村民税

## 創設事項

ア 生命保険料控除の改組（地法34、314の2）

生命保険料控除を改組し、次の（ア）から（ウ）までによる各保険料控除の合計適用限度額を7万円

（ア） 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

a 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」という。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額2.8万円の所得控除（介護医療保険料控除）

b 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ2.8万円

c 上記a及びbの各保険料控除の控除額の計算は次のとおり

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

d 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用

e 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用

f 剰余金の分配や割戻金の割戻し（以下「剰余金の分配等」という。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引く

（イ） 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に

## 係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」という。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額3.5万円）を適用

- (ウ) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(ア)b 及び(イ)にかかるらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限2.8万円）

- a 新契約の支払保険料等につき、上記(ア)c の計算式により計算した金額  
b 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

(注) 上記の改正は、平成25年度分以後の個人住民税について適用

イ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正により、新たに支給されることとなる一時金（特例老齢農林一時金）について、次の措置を講ずる

- (ア) 一定額まで差押えを禁止する財産とする  
(イ) 退職手当等とみなす

## (2) 不動産取得税

## 特例措置の廃止

次に掲げる特例措置が廃止された。

- (ア) 農協等が新たに株式会社又は合同会社を設立するために不動産を現物出資した場合の非課税措置（旧地法附則10③）

(イ) 農業協同組合・農事組合法人等が国の補助等を受けて農業者等の共同利用のための施設を取得した場合の課税標準の特例措置（交付金相当額を軽減）（旧地法附則10⑩）

(ウ) 農業委員会のあっせん等により農地等を取得した場合の課税標準の特例措置（3分の1控除）（旧地法附則11③）

(エ) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業の実施により農用地区域内の農地等を取得した場合等の課税標準の特例措置（旧地法附則11⑥）

(オ) 農協が他の農協から信用事業を譲り受けた場合の不動産に係る課税標準の特例措置（旧地法附則

11 27)

## (3) 固定資産税・都市計画税

## ア 特例措置の延長事項

次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された（イ）は1年。

- (ア) バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間2分の1控除）（地法附則15⑯）  
(イ) 中核的地方卸売市場に係る課税標準の特例措置（5年間3分の1控除）（地法附則15 42）

## イ 特例措置の整理合理化等

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減されたうえ、適用期限が2年延長された。

- (ア) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置について、課税標準の特例率を22年度は3分の2、23年度は4分の3（現行5年間3分の2）（旧地法附則15 25）

(イ) 廃棄物再生処理用設備を取得した場合の課税標準の特例措置について、食品循環資源再生処理装置の課税標準の特例率を22年度は4分の3、23年度は5分の4（現行3年間4分の3）とし、廃木材破碎・再生処理装置、空びん洗浄処理装置については対象から除外（旧地法附則15⑪）

- (ウ) 公害防止用設備を取得した場合の課税標準の特例措置について、汚水又は廃液の処理装置の課税標準の軽減率を3分の1（現行6分の1）とし、それ以外の設備については対象から除外（地法附則15②③、旧地法附則⑥⑦）

## (4) 特別土地保有税

## 特例措置の廃止

次に掲げる特例措置が廃止された。

農協等が新たに株式会社又は合同会社を設立するために不動産を現物出資した場合の非課税措置の廃止（旧地法附則31の2）

## 3 租特透明化法関係

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年第8号））

## 〔国 稅〕

租税特別措置の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立てる仕組みを構築するため、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査やその結果の国会への報告等について定めることになった。

※「租特透明化法」の概要については、次のとおり。

租特透明化法の概要

**(1) 目的**

租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する。

**(2) 対象とする租税特別措置**

対象とする「租税特別措置」は、租税特別措置法に規定する措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの（租税特別措置法の条番号により特定）とする。

**(3) 適用額明細書の提出義務**

法人税申告書を提出する法人であって法人税関係特別措置（増収効果のあるもの等を除く。）の適用を受けようとするものは、適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならないこととする。（平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用する。）

なお、適用額明細書の提出及び適正な記載を担保するため、その不提出や虚偽記載については、やむを得ない事情がある場合を除き、法人税関係特別措置を適用しないこととする。

（注）「適用額明細書」とは、法人税申告書を提出する法人が、その法人税申告書において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額（税額控除額、特別償却限度額、準備金や積立金の額等）等必要な事項を記載した一覧表をいう。

**(4) 適用実態調査の実施**

ア 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用の実態を調査する。

イ 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、税務署長に提出される調書等を利用し、並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

**(5) 報告書の作成と国会への提出**

財務大臣は、毎会計年度、上記(4)の調査により把握した租税特別措置ごとの適用数や適用額の総額、法人税関係特別措置ごとの高額適用額その他の事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこととする。

なお、この報告書は、翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする。

**(6) 適用実態調査情報の提供**

行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により収集した情報（以下「適用実態調査情報」という。）の提供を求めることができるところとする。

**(7) 適用実態調査情報の管理・利用制限**

財務大臣及び行政機関の長等は、適用実態調査情報を適正に管理することとし、適用実態調査情報の目的外の利用や提供をしてはならないこととする。

また、適用実態調査情報の取扱いに従事する者又は従事していた者に対して、守秘義務を課する。

**[地方税]**

地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、統計資料等による地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握やその結果の国会への報告等について定めた（地方税法第757条～第759条）。

※地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要については、次のとおり。

地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において以下のようないしを講ずる。

**(1) 対象**

ア 地方税法に規定する税負担の軽減等に係る措置・特例のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの

イ 住民税及び事業税の税負担の軽減等のうち、法人税等の租税特別措置の直接の影響を受けるもの

**(2) 適用実態の把握等**

上記(1)アについては、地方税に関する統計資料（固定資産の価格等の概要調査など）等により、その適用実態を把握し、上記(1)イについては、財務大臣による適用実態調査により収集された情報等に基づき、その影響額を推計するものとする。

**(3) 報告書の作成と国会への提出**

総務大臣は、毎会計年度、上記(2)により把握した適用実態及び影響額の推計について報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとする。

**(4) 財務大臣の情報提供等**

総務大臣は、上記(2)の適用実態の把握等を行なうために、財務大臣に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができるものとする。

## 4 個人所得課税関係

### 諸控除の見直し

#### 〔国 税〕

##### (1) 扶養控除の見直し

- ア 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいう。以下同じ。）に係る扶養控除の廃止（旧所法84①）
- イ 特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者をいう。以下同じ。）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止し、扶養控除の額を38万円（所法84①）
- ウ 扶養控除の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書並びに給与所得及び公的年金等の源泉徴収票についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講ずる

（注） 上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用

##### (2) 同居特別障害者加算の特例の改組

- ア 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に35万円を加算（所法79）
- イ アの見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項及び当該申告書の提出された給与所得に係る源泉徴収税額の計算の特例の整備を行うなど所要の措置を講ずる

（注） 上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用

#### 〔地方税〕

##### (1) 扶養控除の見直し

- ア 年少扶養親族に係る扶養控除を廃止（地法34①十一、314の2①十一）
- イ 特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円（地法34①十一、314の2①十一）

（注） 上記の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用

##### (2) 同居特別障害者加算の特例の改組

- 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に23

万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算（地法34④⑤、314の2④⑤）

（注） 上記の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用

#### (3) 諸控除の見直しに伴う所要の措置

- ア 個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、扶養控除の見直しの後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置を講ずる
- イ 標準的な生活保護基準額を基礎としている個人住民税の非課税限度額制度については、現行の仕組みを維持します。なお、非課税限度額の水準については、子ども手当が導入された際の生活保護制度における取扱いを踏まえ、今後、検討
- ウ 現行の調整控除について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴う所要の措置を講ずる
- エ 扶養控除の見直しに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講ずる

（注） 上記ア、ウ及びエの改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用

## 5 金融・証券関係

### (1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入

#### ア 非課税措置の概要

- （ア）居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）に係る配当等でその非課税口座の開設日の属する年の1月1日から10年内に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限ります。）については、所得税及び個人住民税を課さない

- （イ）居住者等が、非課税口座の開設日の属する年の1月1日から10年内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売却等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。また、非課税口座内

上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす

#### イ 非課税口座

- (ア) 「非課税口座」とは、居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者に限ります。）が、上記イの非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につき1年1口座に限る）をいう
- (イ) 非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限ります。）及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができる
- (ウ) 非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る10%軽減税率の対象となる上場株式等と同様とする

#### ウ 非課税口座開設確認書の申請手続

- (ア) 上記イの非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者等は、その者の氏名、住所等を記載した交付申請書にその者の平成23年1月1日における住所地を証する住民票の写し等を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日からその開設年の9月30日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に対して提出しなければならないこととする。当該申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その申請書に記載された事項をe-Tax等を利用する方法により、すみやかに当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に送付しなければならないこととする
- (イ) 当該申請書の記載事項の送付を受けた税務署長は、その申請書の提出をした者につき、その送付を受けた時以前に申請書の提出がないことを確認しなければならないものとし、当該申請書の提出がないことの確認をした税務署長は、申請者の氏名、生年月日、基準日の住所等を記載した非課税口座開設確認書を当該金融商品取引業者等の営業所を通じてその申請書を提出した者に交付しなけ

ればならないこととする

- エ 非課税口座年間取引報告書（仮称）の税務署長への提出

金融商品取引業者等は、その年中に非課税の適用を受けた非課税口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の金額、非課税口座内上場株式等の残高等を記載した報告書を作成し、これを翌年1月31日までに、非課税口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする

## 6 たばこ税関係

- (1) 国と地方のたばこ税の税率を次のように引き上げる。

#### ア 旧3級品以外の製造たばこ

		現行	改正
国のかたばこ税	1,000本につき	3,552円	5,302円
地方のかたばこ税	1,000本につき	4,372円	6,122円
「道府県かたばこ税	1,000本につき	1,074円	1,504円
」市町村かたばこ税	1,000本につき	3,298円	4,618円
合 計	1,000本につき	7,924円	11,424円

#### イ 旧3級品の製造たばこ

		現行	改正
国のかたばこ税	1,000本につき	1,686円	2,517円
地方のかたばこ税	1,000本につき	2,075円	2,906円
「道府県かたばこ税	1,000本につき	511円	716円
」市町村かたばこ税	1,000本につき	1,564円	2,190円
合 計	1,000本につき	3,761円	5,423円

(注1) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう

- (注2) 上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係る税率を1,000本につき11,424円（現行7,924円）に引き上げる

(注3) 上記イについては、過去の実績からすれば、1本につき5円程度の価格上昇が見込まれる

- (2) 記の改正は、平成22年10月1日から適用

- (3) 手持品課税を行う

- (4) その他所要の措置を講ずる

## 7 その他（市民公益税制関係、納税環境整備関係）

### (1) 市民公益税制（寄附税制）

- ア 認定NPO法人に係る措置

国税庁が行う特定非営利活動法人（以下「NPO

法人」といいます。) の認定審査について、2回目以降の認定は、原則として、書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととします。併せて、認定手続の簡素化等を図るため、次の見直しを行う

(ア) 初回の認定を受けようとするNPO法人のパブリック・サポート・テスト等の実績判定期間を2年(原則5年)とすることができる特例の適用期限を1年延長する

(イ) 認定NPO法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等について、次のとおり簡素化する

a 寄附者名簿について、初回の認定に係る申請書の添付書類であることを明確化するとともに、各事業年度の報告書類から除外し、5年間保存することを義務付ける

(注) これに伴い、上記の保存義務違反を認定の取消事由に追加する

b 事業報告書等の所轄庁から入手することができる書類を申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類から除外し、国税庁長官が所轄庁からこれらの書類又はその写しの提出を受けることとする

(注) これに伴い、NPO法人が特定非営利活動促進法の規定により所轄庁に対し事業報告書等の提出をしていることを認定要件に追加する

c 「報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項」を閲覧事項及び各事業年度の報告事項から除外する

d 「社員の親族割合又は特定法人等割合に関する事項」を閲覧事項及び各事業年度の報告事項から除外

e 「財産の運用及び事業運営の状況等」の書類について、2回目以降の認定申請の際には、既に各事業年度の報告書類に記載した事項の記載を不要

f 認定要件の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考書類としてNPO法人が提出を求められる書類をより明確化する観点から、国税庁の「認定NPO法人制度の手引」等にその事例を明示するなどの施策を講じる

(ウ) NPO法人の認定申請の標準処理期間(6月)を設定し、これを国税庁のホームページで公表する

(エ) 各都道府県庁所在地にある税務署にNPO法人

の認定申請の相談窓口を設けるなど事前相談体制を充実するとともに、審査体制を強化する

イ 所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ  
寄附金控除の適用下限額を2千円(現行5千円)に引き下げる

## (2) 納税環境整備

ア 租税に関する罰則の見直し

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、租税に関する罰則(国税関係)について、次の措置を講ずる

(ア) 脱税犯に係る法定刑の引上げ等

a 脱税犯に係る法定刑の引上げ

(a) 直接税及び間接税等の脱税犯に係る懲役刑の上限を10年(現行5年(源泉所得税に係るものは3年))に引き上げる。ただし、航空機燃料税及び電源開発促進税については5年(現行3年)とし、印紙税については3年(現行1年)とする

(b) 直接税及び間接税等の脱税犯に係る罰金刑の上限(定額部分)を、直接税及び消費税については1,000万円(現行500万円)に、間接税等(消費税、航空機燃料税及び電源開発促進税を除く。)については100万円(現行50万円(印紙税は20万円))にそれぞれ引き上げる。ただし、源泉所得税不納付犯に係るものは200万円(現行100万円)とし、源泉所得税不納付犯を除く源泉所得税の脱税犯に係るものは100万円(現行50万円)とする

b 所得税の脱税犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るものを追加

c 滞納処分免脱犯に係る罰金刑の上限を、納税者又はその財産を占有する第三者については250万円(現行50万円)に、これらの者の相手方については150万円(現行30万円)にそれぞれ引き上げ

d 所得税(源泉所得税に係るもの)、航空機燃料税及び電源開発促進税の納税者の代理人等(行為者)が、納税者の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合における納税者の業務主(法人又は業務主たる個人)としての罪の公訴時効期間は、代理人等(行為者)に係る罪の公訴時効期間による

(イ) 秩序犯に係る法定刑の引上げ等

a 秩序犯に係る法定刑の引上げ

(a) 間接税等の申告書不提出犯、検査忌避犯、

- 虚偽帳簿書類提示犯、記帳義務違反犯、免税物品の不正譲受渡犯及び免税用途外消費等の秩序犯（印紙税法25条2号、26条に規定するものを除く。）並びに国税徴収法に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、直接税と同様に、1年以下の懲役刑を設ける（現行は罰金刑のみ）
- (b) 直接税及び間接税等の秩序犯並びに国税通則法、国税徴収法、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、清酒製造業等の安定に関する特別措置法及び内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、罰金刑の上限を50万円に引き上げる。ただし、印紙税法（25条2号、26条）、国税通則法（126条）及び租税特別措置法（66条の4第12項、68条の88第11項）に規定するものは30万円
- (c) 納税貯蓄組合法（14条）及び清酒製造業等の安定に関する特別措置法（19条）に規定する過料の上限を10万円に引き上げ
- b 申告書不提出犯の対象に、相続税法及び租税特別措置法に規定する義務的修正申告書及び義務的期限後申告書を提出しない場合を追加
- c 間接税等に設けられている科料規定を廃止

## 第2節 農業経営政策

### 1 農業経営基盤強化促進法の運営

農業経営の規模拡大と農用地の効率的な利用の促進を図ることを目的に、昭和50年に農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により農用地利用増進事業が創設された。また、昭和55年にはこの事業をさらに発展させ、地域全体として農業生産力の増進を図るために、農用地利用増進法が制定された。

その後、近年の農業・農村をめぐる状況の変化に対応して、平成5年、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的に、農用地利用増進法を一部改正し、法律名を「農業経営基盤強化促進法」（以下「基盤強化法」という。）と改め、現在に至っている。主な制度の内容とその運用状況等については、下記のとおりである。

#### (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村が、それぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針（基盤強化法第5条の規定に基づき都道府県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針をいう。以下同じ。）及び基本構想（基盤強化法第6条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標等を定めることとしている。なお、基本構想策定市町村数（特別区を含む。）は、平成22年3月末時点で1661（特別区を含む全1,750市町村中）となった。

#### (2) 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るために農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する。

この認定農業者に対しては、日本政策金融公庫による低利融資、農業委員会による農地利用集積の支援、税制上の特例措置等の施策を重点的に実施することとしている。なお、認定農業者数については、平成22年3月末時点で249,376（前年同月比3,271（1.3%）の増加）となった。

#### (3) 農業経営基盤強化促進事業

市町村が基本構想で明らかにした育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を育てていくため、農業経営基盤の強化を総合的に推進することとしている。

##### ア 利用権設定等促進事業

貸し借りを中心に農用地等の権利移動を円滑に進める事業で、市町村が農地の貸し手、借り手の間を調整して、権利の設定、移動をまとめた「農用地利用集積計画」を作成、公告することにより農用地等の貸借、売買を行うものである。

##### イ 農地保有合理化事業の実施を促進する事業

農地保有合理化法人が行う農地売買等事業等の農地保有合理化事業の実施を促進するものである。

##### ウ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業等の農地利用集積円滑化事業の実施を促進するものである。

##### エ 農用地利用改善事業

一定地域内の農業者等が協力し、作付地の集団化、農作業の効率化等及びこれらを実施するに当

たって必要となる農地利用調整等を進めるための申し合わせ（農用地利用規程）を持った組織を作り、その意向に基づき農用地の有効利用と総合的な農業生産力の向上を進め、事業を促進するものである。なお、特に農用地の受け手がいない地域等、将来の農業の担い手の確保に不安がある地域においては、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する農業生産法人や団体を農用地利用規程に明確化（特定農業法人・特定農業団体）し、当該法人・団体への農用地の利用集積を円滑に推進するための支援措置を講じている。なお、平成22年3月末時点で、農用地利用改善団体数は4,279（前年同月比150（3.6%）の増加）、特定農業法人数は892（前年同月比99（12.5%）の増加）、特定農業団体数は1,802（前年同月比41（2.2%）の減少）となった。

#### オ その他農業経営基盤の強化を促進する事業

地域の労働力、機械、施設を有効的に利用するために、農作業受委託のあっせん、受託農業者の組織化等により農作業の受委託を促進するとともに、農業従事者の養成及び確保を促進しようというものである。

## 2 水田・畑作経営所得安定対策

我が国は、諸外国に比べて農業の生産条件が不利であるため、諸外国との生産コストの格差が存在し、個々の農業者による自助努力だけでは経営が成立し得る収入が得られない状況にある。

このため、水田作及び畑作の土地利用型農業を営む農家の経営安定を図るために、生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策を措置した。

なお、22年度は米の所得補償モデル事業が実施されることになったため当該事業の変動部分と収入減少対策の交付金の調整措置を講じた。

#### （1）対策の概要

##### ア 対象農産物

本対策の対象となる農産物は、

① 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なものであること

② ①に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているものであること

という要件を満たす、米、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用に供するばれいしょの5品目としている。

なお、生産条件不利補正交付金の対象となる特定対象農産物については、対象農産物のうち、国境措置が十分に高い水準にあり現時点において諸外国と

の生産条件の格差から生ずる不利が顕在化していない米を除いた、4品目としている。

##### イ 対象農業者

本対策の対象となる農業者は、将来的に効率的かつ安定的な農業経営となり、他産業並みの所得を確保し得る農業経営に発展していく努力を促す観点から、認定農業者は4ha以上（北海道10ha以上）、集落営農組織は20ha以上の経営規模を有することを原則としている。

これに加え、農地が少ない場合の物理的特例や複合経営の場合の所得特例などの各種特例を設けているほか、平成20年産からは市町村特認制度を創設し、地域農業の担い手として市町村が認めた場合には、面積にかかわらず加入できることとしている。

##### ウ 生産条件不利補正交付金

我が国は、諸外国に比べて農業の生産条件が不利であるため、諸外国との生産コストの格差が存在し、個々の農業者による自助努力だけでは経営が成立し得る収入が得られない状況にある。

このため、コスト格差の下でもこれらの農業に係る担い手の経営安定が図られるよう、標準的な生産費が国内における標準的な販売価格を上回る対象農産物（=特定対象農産物）について、当該生産条件の格差に起因する不利の補正を補填するための交付金（生産条件不利補正交付金）を交付することとしている。

##### エ 収入減少影響緩和交付金

農産物の生産については豊凶変動等の需給変動があるため、これを原因として収入の予期せぬ減少が生じた場合には、経営に深刻な影響を与え、食料の安定供給の確保にも支障を来すこととなるおそれがある。

こうした農業収入の減少は、農業経営に伴う必然的なリスクであるため、個々の農業者自らの対応が求められるものであるが、豊凶変動等の需給変動は経営規模の大きい農業者ほどその影響が甚大となる中で、これを放置した場合には、国民に対する食料の安定供給の確保という国の農業政策上最も重要な政策課題の達成ができないくなる。

このため、

① 対象農産物に係る当年産の収入が、

② 対象農産物に係る標準的な収入を下回った場合において、

③ 農業者と国による拠出の範囲内で当該減少した額の一部を補填する

ための交付金（収入減少影響緩和交付金）を交付す

こととしている。

なお、平成22年産については、戸別所得補償モデル対策に伴い、両制度の補填内容が重複しないようするために、収入減少影響緩和対策における米の補填額を計算する際に、米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額を控除することとした。

#### (2) 平成22年産の加入申請状況

平成22年産の水田・畑作経営所得安定対策については、同対策に加入する農家を対象とした加入申請受付を、平成22年4月1日から同年6月30日までの間に行った。(口蹄疫の発生のあった熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県については、8月31日まで延長して受付を実施)

この結果、全国で83,492経営体、うち認定農業者78,006経営体、集落営農組織5,486経営体となった。このうち、平成20年産から創設された市町村特認による加入は12,498経営体となった。

各品目毎の22年産作付計画面積は、

・ 米	497,322ha
・ 4麦	255,426ha
・ 大豆	114,066ha
・ てん菜	62,347ha
・ でん粉原料用 ばれいしょ	21,197ha

となった。

### 3 担い手の育成・確保

#### (1) 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）においては、戸別所得補償制度の導入により、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体の育成・確保を図ることとしている。

具体的には、地域農業の担い手となる家族農業経営や法人経営については、経営規模の拡大や経営の多角化・複合化等の取組による経営改善の促進を、小規模農家や兼業農家も参加した集落営農については、地域農業の生産性向上や農業生産活動の維持のための組織づくりの推進を、地域や経営体の実態に合わせて、支援することとしている。

22年度においては、戸別所得補償制度モデル事業により、担い手を含めた意欲ある農業者の経営の安定を図るとともに、意欲ある農業者の資金調達を支援する

ための低利融資や無担保、無保証人での融資、経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械・施設等の整備に係る支援、新規就農者の農業技術・ノウハウ取得のための研修支援等を行った。

#### (2) 担い手のニーズに即した支援

22年度における担い手向けの主な支援策は次のとおり。

##### ア 経営体育成交付金

経営体に対するハード支援を、市町村が策定する1つの計画で一括して、複数年にわたる取組を支援。

(予算額 81億4,500万円)

(補正予算額 5億8,400万円)

##### イ 農畜産業機械等リース支援事業（経営体育成型）

意欲ある農業者の経営改善・発展を計画的に促進するために必要となる農業機械等のリース導入を支援。

(予算額 4億4千万円)

##### ウ 農業主導型6次産業化整備事業

6次産業化を図ろうとする農業法人等が、経営を複合化・多角化するために必要となる加工機械の導入や販売施設の整備等を支援。

(予算額 6億3,600万円)

##### エ 農地利用集積事業

農地利用集積円滑化事業により利用権設定された農地面積に応じて交付金（2万円/10a）を交付。

(予算額 40億200万円)

##### オ 農地制度実施円滑化事業

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用調整や農地に関する相談等の活動に対して支援。

(予算額 107億4,200万円)

##### カ 農の雇用事業

農業法人等への雇用就農を促進するため、農業法人等が新規雇用者に対して実施する基礎的な技術・ノウハウを習得するための実践研修等を支援。

(予算額 21億1,500万円)

##### キ スーパーL資金等の金利負担軽減措置

認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金について、資金繰りに余裕がない貸付当初5年間の金利負担を軽減。

(融資枠 1,500億円)

##### ク 農業経営資金繰り円滑化特別保証事業

経営意欲のある農業者の資金繰り支援のため、運転資金について、無担保無保証人の特別保証枠の設定。

(保証枠 700億円)

#### ケ 農業経営基盤強化準備金制度

水田・畑作経営所得安定対策の交付金等を準備金として積み立てた場合、積立金の損金算入が可能。

### 第3節 災害対策

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大規模の地震であり、大規模な津波を伴い、被災区域が東日本全域に及ぶ未曾有の大災害を引き起こした。この地震や津波、また、その後発生した余震により、漁港、漁船、農地・農業用施設、治山施設、木材加工施設、林地、農作物等に被害が発生し、農林水産関係被害は約23,704億円の被害額となっている。

その他、平成22年度は、風水害による被害が顕著であった。

台風については、年間の発生数が14個と1951年の気象庁の統計開始以降最も少なかったものの、梅雨前線の停滞、鹿児島県奄美地方での大雨や12月下旬以降の大雪の影響により、多くの人的被害や住家被害等が発生した。また、3月下旬からの低温や降霜等により、農作物への被害が発生した。火山噴火では、鹿児島県と宮崎県の境に位置する霧島山の新燃岳が噴火し、周辺地域に降灰による被害が発生した。これらの災害により、農地・農業用施設、林地、林道、農作物、営農施設、漁港、漁業用施設等に被害が発生し、平成22年度の農林水産関係被害は、農林水産物で約125億円、農林水産関係施設で約811億円の合計総額約936億円の被害額となった。

主な災害及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

#### 1 東日本大震災

##### ア 災害の状況

平成23年3月11日14時46分、牡鹿半島の東南東130km付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖に及ぶマグニチュード9.0の地震が発生した。この地震の規模は観測史上国内最大規模、世界で見ても1900年以降に発生した地震では4番目の規模であった。この地震により、宮城県北部で震度7、宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部及び栃木県北部・南部で震度6強、岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部及び千葉県北西部で震度6弱、その他東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度5強～1が観測された。

さらに、14時49分には気象庁が津波警報（大津波）を発表、日本各地で大きな津波が観測されたところである。

気象庁では、3月11日にこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名した。さらに政府では、今回の災害規模が東日本全域に及ぶ甚大なものであることに加え、大規模な地震と津波に加え原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害であり、今後の復旧・復興施策推進の際に統一的な名称が必要となることから、災害名を「東日本大震災」と呼称することとした（平成23年4月1日閣議了解）。

また、これまでに発生した余震として、最大震度6強が2回、最大震度6弱が2回などが発生しており、現在も余震と見られる活動が続いているところである。

この地震による死者は15,845名、不明者は3,380名、住家被害も全壊・半壊あわせて約37万戸にのぼるなど、甚大な被害が生じている。（平成24年1月23日現在）

農林水産関係では、漁船・漁港施設をはじめとする水産関係で、津波の影響により北海道から千葉県にかけて大きな被害が発生したところであり、特に震源地に近い岩手県、宮城県、福島県の沿岸域はほぼ全域にわたり壊滅的な被害を受けた。水産関係被害としては、漁船約28千隻、漁港施設約300漁港、その他共同利用施設、養殖施設等に約12,637億円の被害が発生した。また、農林業関係でも、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県では津波の影響により約2.4万haの農地が冠水するなど、農地約17千箇所、農業用施設等22千箇所、治山施設273箇所、木材加工施設112箇所、農作物・営農用施設等で約11,067億円の被害が発生し、農林水産関被害の総額で約23,704億円の被害が発生した。（平成24年1月24日現在）

##### イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 農林水産省は、3月11日に「農林水産省地震災害対策本部」を設置。
- ② 政府調査団（宮城県（3月11日）、岩手県、福島県（3月12日））に農林水産省からそれぞれ5名を派遣。
- ③ 政府は、「東北地方太平洋沖地震による災害」について全国を対象とする激甚災害に指定（3月12日公布）。
- ④ 農林水産省の被災地へのサポート
  - (ア) 岩手県、宮城県、福島県に派遣された政府の

- 現地対策本部の農水省職員が、県、市町村等と協力して災害緊急食料対策をサポート。さらに、東北農政局、東北森林管理局、関東森林管理局、地方農政事務所、国営事業所は、これらの政府現地対策本部と連携して必要な支援を実施。
- (イ) 水産庁漁業取締船が捜索活動を実施。
  - (ウ) 県等から要請のあった農業用施設等の緊急点検調査のため宮城及び福島県下に(独)農村工学研究所の専門家及び農政局担当官を派遣。また、災害応急ポンプ(農地湛水排除及び農業用水補給用)を地方農政局土地改良技術事務所から搬送し供用。
  - (エ) 東北森林管理局や関東森林管理局が海岸林、採石場跡地等を瓦礫の一時置場として宮城県等に無償で貸付。
  - (オ) 農山漁村における被災者受入れについて、受入れ先における農林水産業関係の雇用の情報、活用できる農地や耕作放棄地の情報、空き家等の住まいの情報等の受入情報を被災地域に提供。
  - ⑤ 食料等の確保関係
    - (ア) 被災地における食料の供給・確保や木炭・煉炭、薪等の供給体制整備について関係団体等に依頼。
      - (イ) 青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県からの応急食料品調達要請に対して対応。
      - (ウ) 東北森林管理局及び関東森林管理局で、避難所への食料搬送用に車両を確保し、関係機関と連携しつつ食料を輸送。また、水産庁漁業取締・調査船、調査捕鯨母船が、民間漁船と協力して、重油、軽油、食料等支援物資を輸送。
  - ⑥ 被災地への現地調査等
 

被災県下への被害状況の視察、地元関係者との意見交換、復旧状況の視察等で農林水産大臣が延べ16回、副大臣・政務官が延べ11回の調査等を実施(平成24年1月24日現在)。
  - ⑦ 各種通知等の発出
    - (ア) 被災農林漁業者に対する資金等の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に通知(3月11日)
      - (イ) 生産された生乳の廃棄を余儀なくされている酪農家の負担軽減のために、急速乾乳の推奨及び技術的留意事項について通知(3月24日)
      - (ウ) 農地・農業水利施設の被災状況の早期把握と復旧、被災状況に応じた水稻、園芸等の営農準備のための技術指導通知(3月31日)
    - (エ) 家畜共済及び園芸施設共済の農業共済掛金の払込期限等の延長、共済金の迅速な支払に向けての措置等について、青森県他6県及びこれらの農業共済組合連合会あてに通知(3月31日)
    - (オ) 農業者戸別所得補償制度の申請期限等の延長を決定(4月1日)
    - (カ) 果樹共済(収穫共済)及び畑作物共済の共済掛金の支払期限の特例に関する省令を公布・施行(4月11日)
    - (キ) 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」を発動し、被災農林漁業者に対する低利の経営資金(天災資金)を措置(4月15日)
    - (ク) 被災地域の早期復旧の迅速化に向け、農地・農業用施設の災害復旧事業の査定を大幅に簡素化することについて、東北・関東農政局あてに通知(4月21日)
    - (ケ) 森林国営保険の保険契約継続手続の期限延長に係る対応について、都道府県あてに通知(4月22日)
    - (コ) 海水等が浸入した耕地の農業共済の引受けにおける取扱い等について、青森県他5県及びこれらの県内の農業共済組合連合会あてに通知(5月24日)

## 2 台風等風水害

### (1) 平成22年3月下旬からの低温・降霜等

#### ア 災害の状況

3月下旬以降、日本全国で平均気温よりかなり低い気温が続いたことにより、野菜、果樹、茶をはじめとする農作物に生育の遅れや凍霜害等による被害が見られ、総額で約51億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の対応

- ① 各都道府県に対し、果樹、茶及び野菜をはじめとした農作物について低温、凍霜害等の被害防止、生育回復のための適切な対応が行われるよう通知。
- ② 茶園凍霜害の現地実態調査を実施。
- ③ うめ園凍霜害の現地調査を実施。
- ④ 関係金融機関に対して、被害農林漁業者等の資金の円滑な融通等が図られるよう依頼。
- ⑤ (株)日本政策金融公庫、農林中央金庫等において、被害農業者等からの相談を受付。
- ⑥ 生産出荷団体に対し、出荷の前倒しや規格外品の出荷等による野菜の供給確保を依頼。

## (2) 平成22年梅雨前線による大雨

### ア 災害の状況

6月中旬から7月中旬にかけて、梅雨前線は九州から本州付近に停滞し、断続的に活動が活発となつた九州から東北地方にかけての広い範囲で大雨となった。この大雨では局地的に1時間に80ミリを超える猛烈な雨が観測された。1時間の降水量では鹿児島県の南大隅町で116ミリの観測史上1位の値を更新した。24時間の降水量では宮崎県のえびの市で441ミリを観測した。また、6月11日からの総降水量では宮崎県えびの市で2,226ミリを観測した。このほか、九州南部では、この間の総雨量が1,500ミリから2,000ミリに達し、平年の2倍を超える雨量となった。

この災害により、死者16名、行方不明者5名及び負傷者31名、住家の全壊42棟、半壊74棟及び一部破損208棟、床上浸水1,786棟及び床下浸水5,702棟などの被害が発生した。

農林水産関係では、広島県、鹿児島県、佐賀県、宮崎県、山口県などをはじめとする中国地方や九州地方を中心に、農地10,641箇所、農業用施設等8,622箇所、林地荒廃1,142箇所、治山施設50箇所、林道2,890箇所、水稻、大豆、野菜を中心とした農作物等に、総額で約590億円の被害が発生した。

### イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 各都道府県に対し、農作物等の被害を最小限に抑え、生育の回復を図るための適切な対応が行われるよう技術指導の徹底について通知。
- ② 関係金融機関に対して、被害農林漁業者等の資金の円滑な融通等が図られるよう依頼。
- ③ 農村振興局、関東農政局、中国四国農政局、九州農政局、林野庁及び森林管理局等の担当官を現地に派遣。
- ④ 山田農林水産大臣が広島県庄原市を現地視察。
- ⑤ 政府は、この災害に対し、「平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害」として激甚災害に指定し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用（8月25日公布）。

## (3) 台風第9号（9／4～9）

### ア 災害の状況

9月3日に熱帯低気圧から変わった台風第9号は、4日に沖縄本島付近を北上、7日午前に對馬付近を通過して山陰沖を進んだ後、8日11時過ぎに福井県敦賀市付近に上陸し、その後、熱帯低気圧となり関東地方に進んで、神奈川県や静岡県などに大雨

をもたらし、静岡県小山町で大きな被害が発生した。なお、丹沢湖では8日午後4時までの5時間に489.5mmの雨量を観測した。これは9月の平均降雨量の1.6倍とされる。

農林水産関係では、静岡県、神奈川県などをはじめとして、農地310箇所、農業用施設等114箇所、林地荒廃96箇所、治山施設8箇所、林道312箇所、水産物、養殖施設などの水産関係、水稻などの農作物等に、総額で約55億円の被害が発生した。

### イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 各都道府県に対し、農作物等の被害を最小限に抑え、生育の回復を図るための適切な対応が行われるよう技術指導の徹底について通知するとともに、農業共済団体等に対し、技術指導通知の周知と共に共済金の早期支払体制の確立等について通知。
- ② 農村振興局から各地方農政局等に対し、二次災害等の発生防止及び緊急を要する復旧箇所について、「査定前着工」の活用等について通知。
- ③ 林野庁から各都道府県に対し、林道が被災した場合の災害復旧事業の応急工事制度の活用等について通知。
- ④ 農村振興局、関東農政局、林野庁及び森林管理局の担当官を現地に派遣。
- ⑤ 政府は、この災害に対し、「平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害」として激甚災害に指定し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用（10月27日公布）。

### （4）鹿児島県奄美地方における大雨（10／18～25）

### ア 災害の状況

前線が奄美地方に停滞し、この前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となった。

この影響で、奄美地方では1時間に120mm以上の猛烈な雨となった所がある。奄美市名瀬では10月18日の降り始めから21日までの降水量が766.5mmに達した。また24時間の降水量は648mmとなり観測史上1位を更新した。

この災害により、死者3名及び負傷者2名の人的被害が発生した。また、住家全壊10棟、住家半壊479棟、住家一部破損11棟、床上浸水119棟及び床下浸水767棟等の住家被害が発生した。

農林水産関係では、鹿児島県奄美大島などで、農地350箇所、農業用施設等335箇所、林地荒廃22箇所、林道737箇所、野菜、果樹などの農作物等に、

総額で約44億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 農林水産省は、10月20日に災害情報連絡室を設置。
- ② 農林水産関係被害の把握と対応の検討のために、関係局庁の担当者5名からなる調査チームを奄美大島に派遣。
- ③ 関係金融機関に対して、被害農林漁業者等の資金の円滑な融通等が図られるよう依頼。
- ④ (株)日本政策金融公庫、農林中央金庫等において、被害農業者等からの相談を受付。
- ⑤ 鹿児島県に対し、農作物等の被害を最小限に抑え、生育の回復を図るための適切な対応が行われるよう技術指導の徹底について通知するとともに、農業共済団体等に対し、技術指導通知の周知と共に済金の早期支払体制の確立等について通知。
- ⑥ 農村振興局から九州農政局に対し、二次災害等の発生防止及び緊急を要する復旧箇所について、「査定前着工」の活用等について通知。
- ⑦ 林野庁及び水産庁から鹿児島県に対し、適切な応急対応の徹底等について通知。
- ⑧ 農村振興局、九州農政局、林野庁の担当官を現地に派遣。
- ⑨ 政府は、この災害に対し、「平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害」として激甚災害に指定し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用（11月25日公布）。

#### (5) 平成22年11月からの大雪等

##### ア 災害の状況

平成22年12月下旬以降、冬型の気圧配置となる日が多く、断続的に強い寒気が日本付近に流れ込んだため各地で大雪となった。特に、年末から年始にかけては、西日本を中心に強い寒気が流入し、西日本の日本海側等の一部では記録的な大雪となった。また、1月は中旬と月末にも強い寒気が南下し、北日本から西日本にかけての日本海側で大雪となり、積雪の深さが14道府県24地点で観測史上1位を更新した。

この大雪により、主に屋根の雪下ろしや除雪作業中の事故等で、死者128名、負傷者1,491名の人的被害が生じている。また、住家被害は、秋田県、島根県等の21道府県で住家全壊9棟、住家半壊12棟、住家一部損壊558棟、床上浸水6棟及び床下浸水62棟などの被害が発生した。

農林水産関係では、岩手県、鳥取県、島根県、山

形県、鹿児島県などをはじめとする東北地方や中国地方の日本海側を中心に、林地荒廃10箇所、森林被害543ha、漁船504隻、漁具538箇所、水産物約13千トン、パイプハウス等約9千箇所、果樹、野菜を中心とした農作物等に、総額で約168億円の被害が発生した。

##### イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 都道府県に対し、園芸用施設について、降雪への事前の対応や積雪後の被害防止のための適切な対応が行われるよう技術指導の徹底について通知。
- ② 農業・漁業共済団体等に対し、共済金等の早期支払体制の確立等について通知。
- ③ 関係金融機関に対して、被害農林漁業者等の資金の円滑な融通等が図られるよう依頼。
- ④ (株)日本政策金融公庫、JFマリンバンク、JAバンクにおいて、被害農漁業者等からの相談を受付。
- ⑤ 農林水産関係被害の把握と対応の検討のために、関係局庁の担当者5名からなる調査チームを奄美大島に派遣。
- ⑥ 農村振興局から九州農政局に対し、二次災害等の発生防止及び緊急を要する復旧箇所について、「査定前着工」の活用等について通知。
- ⑦ 林野庁から都道府県等に対し、適切な応急対応の徹底等について通知。
- ⑧ 水産庁から関係各県に対し、漁業者への注意喚起及び再発防止の指導を行うとともに、漁港施設等にかかる災害復旧事業の速やかな実施についての指導・助言。
- ⑨ 生産局、中国四国農政局及び水産庁の担当官を現地に派遣。

#### (6) 霧島山（新燃岳）の噴火

##### ア 災害の状況

霧島山（新燃岳）では、平成23年1月26日から本格的なマグマ噴火が発生。1月27日以降爆発的噴火も発生するようになり、噴火に伴う降灰が宮崎県高原町や鹿児島県霧島市等火口の南東側を中心に広い範囲で観測された。

この災害により、灰の除去作業中に誤ってはしご等から落下するなどの負傷者42名の人的被害が発生した。住家被害は発生していないが、こぶし大の噴石による太陽光パネルの破損、空振現象（爆発的噴火に伴い発生する空気の強い振動）による自動車ガラスの破損等の被害が約900件発生した。

農林水産関係では、宮崎県、鹿児島県で、露地野菜、飼料作物等の農作物及びビニールハウス等への

降灰や噴石により、総額で約6億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 農林水産省は、2月4日に災害情報連絡室を設置。
- ② 「霧島山（新燃岳）の噴火に関する政府支援チーム」に、農林水産省の担当官を派遣。
- ③ 宮崎県、鹿児島県に対し、散水等による降灰の除去、火山灰の分析に基づく土壌改良など、農作物の被害をできるだけ抑えるための技術指導の徹底について通知するとともに、農業共済団体等に対し、技術指導通知の周知と共済金の早期支払体制の確立等について通知。
- ④ 関係金融機関に対して、被害農林漁業者等の資金の円滑な融通等が図られるよう依頼。
- ⑤ 林野庁及び水産庁から宮崎県、鹿児島県に対し、適切な応急対応の徹底等について通知。
- ⑥ 降灰被害農家への支援策（①活動火山対策特別措置法に基づく防災営農対策、②営農継続に対する緊急支援、③農地に堆積した灰の除去）を総合的に推進。
- ⑦ 林野庁が降灰に伴う土石流等への緊急対策（①既存治山施設の機能向上対策等、②土石流センターの設置、③既崩壊地の拡大防止対策、④今後の治山対策に向けた詳細調査）を実施。
- ⑧ 生産局、経営局、農村振興局、九州農政局、林野庁及び九州森林管理局等の担当官を現地に派遣。

### 3 農林水産業防災対策関係予算

平成22年度の農林水産業防災対策関係予算は、表1のとおりである。

表1 農林水産業防災対策関係予算

（単位：百万円）

事 項	平成22年度予算額
1 災害予防	3,419
(1) 防災施設設備の整備	3,419
情報収集・伝達体制の整備	18
漁港漁村の防災対策施設の整備	88,248 の内数
農山村の防災機能強化の促進	150,000 の内数
緊急時の農業用水利施設の活用・整備	150,000 の内数
農村防災・災害対応の指導体制強化	23
国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備	1,320
総合的な農地防災事業	1,525

火山地域における治山事業の推進	289
なだれ防止林造成	244
林野火災の予防対策	210,100 の内数
2 國土保全	97,586
(1) 治山事業	60,670
国有林治山事業	24,879
民有林直轄治山事業	5,914
民有林補助治山事業	29,877
(2) 地すべり対策事業	10,880
直轄	5,263
補助	5,617
(3) 海岸事業	4,900
(4) 農地防災事業	16,036
国営総合農地防災事業	13,299
農地防災事業	2,737
(5) 災害関連事業	4,521
直轄地すべり対策災害関連緊急事業	50
災害関連緊急地すべり対策事業	566
農業用施設等災害関連事業	84
直轄治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業	3,724
治山施設災害関連事業	10
林地崩壊対策事業	80
森林災害復旧事業	1
国有林森林災害復旧造林事業	1
漁港関係災害関連事業	5
(6) その他の事業	579
保安林整備管理事業	553
特殊地下壕対策事業	26
3 災害復旧等	124,918
(1) 災害復旧事業	12,813
ア 公共土木施設災害復旧事業	3,150
直轄事業	1,043
補助事業	2,107
イ 農林水産業施設災害復旧事業	9,663
直轄事業	1,464
補助事業	6,520
国有林（治山事業を除く）	1,679
(2) 災害融資	93
農林漁業関係融資	93
日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）	
融資	[35,500]
(3) 災害保険	112,012
農業共済保険	89,427
森林保険	4,785
漁業共済保険	10,460
漁船損害保険	7,340
合 計	[35,000]
	225,923

(注1) [ ] 書きは、日本政策金融公庫融資枠で外数である。

(注2) 合計額は、内数分を除いた額の集計である。

## 第4節 新たな農地制度

### 1 改正農地法の概要

農地法は、昭和27年に、農地改革の成果を維持するとともに戦前から立法化されてきた法制度の集大成として制定され、その後時代の要請に応じて制度改正がなされてきたところである。直近の改正である平成21年の農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下「改正農地法」という。）では、農地を最大限に有効利用するとともに、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保することを内容とする改正を行ったところである。主な改正内容は、下記の通りである。

#### (1) 農地法の目的等の見直し

農地が「地域における貴重な資源であること」、農地を「効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進」すること等を明確化するとともに、農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の責務規定を創設した。

#### (2) 農地の権利取得に係る許可要件の見直し

農地の権利取得の要件を見直し、「地域との調和」要件を創設するとともに、原則として農業生産法人に限られている法人による農地の権利取得について、農地の貸借に限り、契約に解除条件をつける等の一定の要件を満たした場合は農業生産法人以外の法人であっても許可を可能とした。

#### (3) 農地転用規制の厳格化

病院、学校等の公共施設への転用についても許可不要から協議制へ改めるとともに、違反転用に対する罰則を強化した。

#### (4) 遊休農地対策の強化

遊休農地のうち地域の農業振興を図る観点から市町村が指定したものについて必要な措置を講ずるという従来の仕組みを改め、市街化区域内農地も含めた全ての遊休農地を対象とする仕組みとともに、遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して行うこととした。更に所有者不明の遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるように措置した。

#### (5) 農地の面的集積の推進

市町村段階の農地の面的集積組織（農地利用集積円滑化団体）が委任を受けて、所有者を代理して農地を貸し付ける仕組みを創設した。

#### 【農業経営基盤強化促進法において措置】

##### (6) 優良農地の確保を図る仕組みの充実

国及び県の基本方針において確保すべき農用地面積の目標を明記するとともに、農用地区域内の農用地について、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼす恐れがある場合には、同区域からの除外を行うことができないこととした。

#### 【農業振興地域の整備に関する法律において措置】

### 2 農地流動化の状況

農地の流動化については、昭和50年以降、所有権移転（売買）によるものから利用権の設定（貸借等）によるものに重点が移ってきてている。

売買と貸借等を合わせた年間の農地の権利移動面積（世帯内の移動等（子供への贈与、使用貸借）を除く）については、平成8年から平成10年までは毎年11万ha台、平成11年から平成14年までは毎年13万ha台、平成15年は14万ha台、平成16年及び平成17年は15万ha台、平成18年は19万ha台、平成19年は21万ha台と増加傾向で推移してきたが、平成20年は19万ha台、平成21年は17万ha台と減少に転じた。このうち、貸借等によるものが約8割を占めており、そのほとんどは農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定によるものである。

### 3 農地流動化対策

「食料・農業・農村基本法が目指す効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、各種の施策を総合的に実施している。

#### (1) 農地利用集積円滑化事業

農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、改正農地法により、農業経営基盤強化促進法に位置付けられたものである。

本事業は、市町村の承認を受けた者（農地利用集積円滑化団体）が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする事業であり、次の事業からなる。

##### ア 農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む）。

##### イ 農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体が農用地等を買い入れ、

又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業。

#### ウ 研修等事業

農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業。

#### (2) 農地利用集積対策

##### ア 農地利用集積事業

###### (ア) 農地利用集積円滑化促進事業

###### a 農地利用調整活動支援事業

###### (a) 利用集積交付金

農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業）によって利用権が設定された農地の面積に応じて、農地利用集積円滑化団体に対して、交付金を交付する。

###### (b) 推進員設置費

農地利用集積円滑化団体が農地の利用調整を行うための推進員を設置する場合、その設置費や推進員の活動費を助成する。

###### b 農地引受支援事業

###### (a) 農地引受支援費

農地利用集積円滑化事業により特定農業法人が農地を借り受けた場合、（農地利用集積円滑化事業を通じて）特定農業法人に対して、当該農地の営農経費の一部を助成する。

###### (b) 小規模基盤整備支援費

農地利用集積円滑化事業により利用権設定された農地について、農地利用集積円滑化団体が、畦畔除去等の小規模な基盤整備を行う場合に必要となる経費を助成する。

###### c 市町村活動推進事業

市町村が、農地利用集積円滑化事業を推進するために行う農業関係団体との連絡調整及び農業者に対する普及啓発等に要する経費を助成する。

###### (イ) 都道府県事業

都道府県が、農地利用集積円滑化事業を推進するために行う農業関係団体との連絡調整等に要する経費を助成する。

（予算額 4,002百万円）

#### (3) 農地保有合理化事業

##### ア 農地保有合理化事業

昭和45年に創設され、平成5年には農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促

進するために行う次の事業からなる。

平成21年度における農地保有合理化事業の実績は表2のとおりである。

###### (ア) 農地売買等事業

経営規模縮小農家等から農用地等を買い入れ又は借り受けて、当該農用地等を認定農業者等に売り渡し又は貸し付ける事業。

###### (イ) 農地売渡信託等事業

経営規模縮小農家等から農地保有合理化法人が農用地等の売渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を受けた農用地等の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業。

###### (ウ) 農地貸付信託事業

不在村農地所有者の農用地等を農地保有合理化法人が貸付けの方法により運用することを目的に信託を引き受ける事業。

###### (エ) 農業生産法人出資育成事業

農地保有合理化法人が買い入れた農用地等を農業生産法人に現物出資又は農地の仲介と併せて金銭出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業。

###### (オ) 研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農希望者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業。

表2 農地保有合理化事業の実績（平成21年度）

（単位：件、ha）

	買入れ	売渡し	借受け	貸付け
件 数	3,580	4,191	41,944	35,491
面 積	6,922	9,687	13,128	13,541

###### イ 農地保有合理化法人

農地保有合理化法人である都道府県農業公社については、全都道府県に設置されている（47法人）。

###### ウ 社団法人全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会は昭和46年に設立されたものであるが、平成7年の農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（平成7年法律第4号）により、農地保有合理化法人の行う業務を支援する法人として「農地保有合理化支援法人」が位置付けられたことに伴い、同年4月に農林水産大臣よ

り農地保有合理化支援法人として指定を受けた。

同協会が行う事業内容は、農地保有の合理化、農用地の整備その他農業構造の改善に資する事業についての啓発、宣伝及び推進、農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導助言、農地保有の合理化に要する資金の供給、助成、債務の保証、その他各種調査・研究等である。

#### エ 関連事業（農地移動適正化あっせん事業）

昭和44年の農業振興地域の整備に関する法律の制定を受けて創設されたもので、農業委員会が農用地区域内の土地の権利の設定又は移転について、その権利の移動が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあっせんする事業。

農地移動適正化あっせん事業の実績は表3のとおりである。

表3 農地移動適正化あっせん事業実績

事業実施 市町村数	売 買		交 換		賃 貸 借		そ の 他		総 数		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
20年度	574	7,041	12,651	72	17	13,413	20,572	1,275	1,824	21,801	35,064
21年度	570	6,593	11,309	63	9	13,818	19,705	1,031	1,134	21,505	32,157

## 4 耕作目的の農地の権利移動の状況

### (1) 耕作目的の農地の権利移動の状況

#### ア 総権利移動の動向

平成21年の耕作目的の農地の総権利移動（農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動の合計）は、全体で38万2,262件（対前年比97.0%）、20万9,015ha（同91.5%）となった。

#### イ 自作地有償所有権移転

自作地有償所有権移転（農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づくものの合計）は、平成21年は北海道、都府県において件数、面積ともに減少しており、全国で5万5,343件（対前年比91.9%）、3万1,572ha（同80.9%）となった。

#### ウ 農地法に基づく賃借権の設定等

##### (ア) 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成21年は5,194件（対前年比98.7%）、3,211ha（同99.5%）となった。

##### (イ) 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、昭和51年の農業者年金制度の改正以降、経営移譲年金受給のための権利設定などに伴って推移してきており、平成21年は1万1,469件（対前年比91.2%）、2万2,126ha（同90.3%）となった。

#### エ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定

利用権の設定（農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託による権利の設定の合計）は、平成21年

は28万8,810件（対前年比98.2%）、13万9,972ha（同93.5%）となった。

### (2) 賃貸借の解約、利用権の終了の状況

#### ア 農地法に基づく賃貸借の解約等（転用目的の解約等を含む。）

農地法に基づく賃貸借の解約と農業経営基盤強化促進法に基づく利用権（賃借権）の中途解約の合計は、平成21年は3万9,184件（対前年比95.6%）、2万2,059ha（同78.5%）となった。

#### イ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成21年中に利用権が終了したものは13万2,539件（前年比103.0%）、6万763ha（同105.2%）であった。

#### ウ 利用権の再設定

利用権（賃借権）が終了したもの（再設定の有無不明は除く。）のうち、平成21年中に利用権を再設定したものは件数で69.2%（面積69.9%）を占めており、再設定予定のもの（平成21年中には再設定しなかったが、平成22年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの）は、件数で13.1%（面積12.6%）を占めている。

## 第5節 農業委員会制度

### 1 制度の概要

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に

に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されている。農業委員会数は、平成22年10月1日現在1,732委員会となっている。

また、都道府県段階に都道府県農業会議、全国段階に全国農業会議所が置かれ、農業委員会の行う活動を効果的に実施するための推進機関としての役割を果たしている。

改正農地法により、不適正利用時の許可取り消しや遊休農地対策等において、農業委員会の機能が大幅に強化されたところであり、現場で農地制度の運用を担う農業委員会の役割はますます重要になっている。

## 2 農業委員会等に対する国庫補助

農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所に係る国庫補助としては、以下のとおりである。

### (1) 農業委員会に係る国庫補助

ア 農業委員会が農地法等の事務を適切かつ円滑に行うための農業委員手当及び職員設置等の基礎的な経費

(予算額 4,776百万円)

イ 農業委員会による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に要する経費

(予算額 5,259百万円の内数)

### (2) 都道府県農業会議に係る国庫補助

ア 農地法に基づく事務を適切かつ円滑に行うための会議員手当及び職員設置に要する経費

(予算額 553百万円)

イ 広域的な農地の利用関係の調整、農地相談員の設置、農業委員会等を対象とした研修会の開催等に要する経費

(予算額：5,259百万円の内数)

### (3) 全国農業会議所に係る国庫補助

農業及び農業者に関する調査・研究等に要する経費

(予算額：35百万円)

## 第6節 農業者年金制度

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

その後、高齢化の進展等により、加入者1人で受給者約3人を支える状況等になったことから、少子高齢化などに対応できる安定した制度に再構築することとし、平成14年1月に制度改革を行った。これに伴い、農業者年金事業の実施主体は特殊法人農業者年金基金

から独立行政法人農業者年金基金へ移行した（平成15年10月1日）。

## 1 制度の概要

### (1) 政策目的

政策目的については、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること。

### (2) 加入要件

加入要件については、国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の者。

### (3) 財政方式

財政方式については、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる、加入者数や受給者数に左右されず長期的に安定した積立方式。

### (4) 政策支援

認定農業者で青色申告の者等に対し、保険料の政策支援を行っている。

ア 政策支援対象者については、

(ア) 60歳までに20年以上加入することが見込まれる者

(イ) 必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者

a 認定農業者又は認定就農者で青色申告者。

b aの者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者。

c 認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者。

d 35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者とする。

イ 政策支援割合は、対象者の状況に応じて2/10、3/10及び5/10の支援を行う。

ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。

## 2 被保険者等の状況（22年度末）

(1) 加入者数（累計）	98,984人
(2) 被保険者数	54,041人
(3) 平成22年度新規加入者	3,452人

## 第7節 経営体育成支援等

### (1) 経営体育成交付金

意欲ある経営体、新規就農者、集落営農組織等の多様な経営体の育成・確保を図る上で必要となる農業用機械・施設整備等の支援を総合的に実施した。

#### ア 事業内容

##### (ア) 新規就農者補助事業

新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械・施設等導入の初期投資の軽減を支援。

##### (イ) 融資主体型補助事業

経営体が融資を主体として農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援。

##### (ウ) 追加的信用供与補助事業

融資主体型補助事業に係る融資の円滑を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しによる金融機関への債務保証の拡大を支援。

##### (エ) 集落営農補助事業

集落営農組織の組織化・法人化に必要な農業用機械の導入を支援。

##### (オ) 共同利用施設補助事業

経営体が経営の高度化に向けて取り組む経営の規模拡大、複合化・多角化等を図るために必要な共同利用施設の整備を支援。

#### イ 成果目標

事業実施計画の承認のあった日に属する年度から5年度目を目標年度とした次の(ア)から(ウ)に掲げるいずれか又はすべての成果目標を設定。なお、必要な場合にあっては、(エ)の成果目標を設定可能。

##### (ア) 経営体の育成・確保に関する目標

##### (イ) 人材の育成・確保に関する目標

##### (ウ) 雇用の創出に関する目標

##### (エ) 地域が提案する目標

(予算額8,728百万円)

### (2) 農業主導型6次産業化整備事業

6次産業化を図ろうとする農業法人等（6次産業化法人）が、経営を複合化・多角化するために必要な加工用機械の導入や販売施設の整備等及び6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等（連携法人）の農畜産物の生産に必要となる施設の整備等について支援した。

#### ア 事業内容

##### (ア) 6次産業化法人が加工・流通・販売等について

の新たな取組を行う場合に必要となる機械・施設等の整備及びこれと併せて行う農畜産物の生産に必要となる機械・施設等の整備。なお、新たな取組とは、次に掲げる取組等とする。

a 6次産業化法人が、自ら生産した農畜産物を利用して新たに加工・流通・販売等のいずれか又はすべてに取り組むこと。

b 6次産業化法人が既に取り組んでいる加工・流通・販売等の取組を拡充するため、生産量の増加、品質の向上又は新たな品目に係る農畜産物の加工・流通・販売等のいずれか又はすべてに取り組むこと。

(イ) 連携法人が(ア)の整備と併せて行う農畜産物の生産に必要となる機械・施設等の整備。

#### イ 成果目標

事業実施計画承認年度から4年度目を目標年度とした次の成果目標を設定。

##### (ア) 所得向上に関する成果目標

##### (イ) 雇用の創出に関する成果目標

##### (ウ) 地域の活性化に関する成果目標

(予算額636百万円)

### (3) 強い農業づくり交付金（経営力の強化）のうち特定地域経営支援整備

経営規模の零細な地域等（経営体育成緊急地域）及び沖縄県において、意欲ある多様な経営体の育成に必要な農業用施設等の整備を支援した。

#### ア 事業内容

##### (ア) 特定地域経営支援整備

経営規模の零細な農家が多くを占める地域等及び沖縄県において、意欲ある多様な経営体の育成に必要な生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備を支援。

##### (イ) 特定地域経営支援整備附帯事業

(ア)の特定地域経営支援整備により整備される農業用施設等の適切な活用を図るために必要な活動を支援。

#### イ 成果目標

事業開始年度の翌々年度を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定。

##### (ア) 意欲ある多様な農業経営の育成【必須設定】

##### (イ) 農業所得の向上【任意設定】

##### (ウ) 雇用の増加【任意設定】

##### (エ) 地区選択目標【任意設定】

(予算額14,385百万円の内数)

### (4) アイヌ農林漁業対策事業

北海道におけるアイヌ農林漁家の所得及び生活水準

の向上を図るために必要な施設等の整備を支援した。

ア 事業内容

アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設等の整備を支援。

イ 成果目標

事業実施計画承認年度から5年度目を目標年度とした次の数値目標を設定。

(ア) 受益農林漁家の生産目標

(イ) 受益農林漁家の所得目標

(予算額343百万円)

#### (5) 農地情報提供支援事業

農地の有効利用を促進する観点から、新規参入者等及び賃貸借の当事者が必要とする農地の貸出希望及び賃借料水準等の情報を個人情報の保護に留意し、インターネットを通じて全国どこからでもアクセスすることができる体制の整備を支援した。

(予算額20百万円)

#### (6) 人権問題啓発推進事業

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に即して、全国農林漁業関係団体が当該団体職員等を対象に実施する人権啓発活動を支援した。

(予算額8百万円)

#### (7) 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に即して、都道府県へ委託して地域レベルの農林漁業関係団体の職員等に対する人権啓発活動を実施した。

(予算額27百万円)

### 第8節 新規就農者・青年農業者の育成・確保

近年、青年（40歳未満）の新規就農者数は1万4千人前後で推移しているが、農業従事者全体が減少・高齢化が進む中で将来にわたり我が国農業の食料供給力を強化していくためには、農業内外から新規就農者を育成・確保していくことが重要であることから就農の各段階に応じたきめ細かな支援を行った。

また、農業法人等への雇用就農を新規就農の重要なルートと位置付けて、重点的に支援を行った。

#### (1) 農の雇用事業

ア 就農情報の提供、就業相談の実施

就農希望者と農業法人等のマッチングを図るため、全国新規就農相談センター及び都道府県新規就農相談センターにおける求人情報等の収集・提供、

個別就農相談、法人就業相談会の開催等を実施した。

イ 短期就業体験の実施

農業知識・経験不足等による就業時のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、農業法人等の短期就業体験の実施を支援した。

ウ 農業法人等に対する実践研修支援の実施

雇用就農による新規就農者の確保を図るため、農業法人等が、新たに雇用した就農希望者に対して行う実践研修（OJT研修）への支援を行った。

(予算額2,115百万円)

#### (2) 農業教育推進支援事業

ア 農村青少年等育成確保事業

(ア) 農村青少年等育成実践支援事業

a 子どもたちの体験学習の推進

全国各地で取り組まれている小・中学生の農業体験学習グループ同士の交流や情報交換を促進するため、全国的な交流会の開催や、各地の農業体験学習の取組情報の発信等を支援した。

b 青年農業者の交流への支援

青年農業者を対象とした全国青年農業者会議、全国農業青年交換大会、国内農村青少年先進地農家留学研修等を実施した。また、青年農業者の育成指導を円滑かつ効果的に推進するため、指導農業士全国研究会等を実施した。

c 農業研修生の海外派遣

青年農業者を欧米の先進農家へ約1年間派遣し、農業・農村の中核的推進力となる人材に育成する農業研修生海外派遣等を実施した。

(予算額47百万円)

d 地域連携農業高校実践教育推進事業

農業高校生の新規就農や、農業大学校等への進学に向けた動機付けを図るため、地域農業界と連携しながら農業高校における農業者育成研修モデルの策定・普及の取組を支援した。

(予算額35百万円)

(イ) 農業研修教育団体事業

青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設（鯉淵学園農業栄養専門学校、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園）の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員の教育活動等を支援した。

(予算額157百万円)

イ 就農準備研修支援事業

他産業で働きながら、夜間や土日を活用し、農業の基礎的知識や技術を習得できる就農準備校の設置・運営を支援した。

(予算額66百万円)

(3) 強い農業づくり交付金のうち新規就農者等の育成・確保

ア 推進事業

離職者等を対象とした新たな研修教育コースの設定に伴うカリキュラムの策定等を支援した。

イ 整備事業

新たな研修教育コースを実施する際に必要となる研修作業棟、農産加工棟、離職者等職業訓練用研修教育施設等を整備した。

(予算額14,385百万円の内数)

(4) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業者大学校

農業者大学校においては、22年4月に31名が入学し、21年度に引き続き、将来の地域のリーダーとなる農業経営者の育成のため、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を実施した。23年3月に農研機構統合後の第2期生となる25名が卒業し、非農家出身者が卒業生の半数を占める中、9割以上(24名)が就農した。

なお、22年4月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、農業者大学校（教授業務）について「廃止（ただし廃止時期は在学者に配慮）」の評価を受けたことから、現行の農業者大学校での教育は在学者が卒業する23年度末までとし、24年度以降の農業経営者育成教育のあり方について検討を進めた。

## 第9節 多様な人材の育成・確保

### 1 女性の社会・経営参画の促進

(1) 女性・高齢者等活動支援事業のうち農業・農村男女共同参画推進事業

農業就業人口の過半を占め、農業生産や地域社会において重要な役割を果たしている女性の社会・経営参画を一層促進するため、女性が参画しやすい環境づくりに向けた地域レベルでの研修会の開催や国際会議等での情報発信、優良事例の普及、農業法人等で女性が働きやすい環境づくりに向けた調査等の活動を支援した。

また、地域資源を活用した加工品づくりや直売所での販売などを行う農村女性グループによる起業活動の取組への直接助成を行った。

(予算額101百万円)

### 2 高齢者・障害者などへの支援

高齢社会対策大綱を踏まえた農山漁村における高齢者対策を推進するための施策を実施した。

また、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく「重点施策実施5か年計画」等を踏まえた、農業分野における障害者就労の推進のための施策を実施した。

(1) 女性・高齢者等活動支援事業のうち農村高齢者活動支援事業

農村地域における営農活動を健康面から支えるため、医療関係者による健康維持に関する知識の普及や相談・指導等の健康管理活動、高齢農業者が要介護者となった場合の女性グループ等が行う助け合い活動を充実させるための人材養成研修を実施した。

また、医療関係者等との連携により地元農産物等を食材とした食事メニューや加工品の開発等の取組を支援した。

(予算額53百万円)

(2) 女性・高齢者等活動支援事業のうち障害者就労支援事業

農業分野における障害者就労を推進するため、福祉関係者等と連携しながら農業法人等における障害者就労の取組を実証し、その結果を農業関係者、福祉関係者、特別支援学校、行政機関等に向けて情報発信する就労推進研修会を開催した。

(予算額29百万円)

### 3 外国人研修生受入れの適正化

農業分野における外国人研修・技能実習制度の運営の適正化を図るため、地域の受入れ体制づくりの支援や、適正な研修計画策定のための支援、農業の実態を踏まえた研修生や農家等への助言・情報提供等を実施するとともに、22年7月から施行された改正出入国管理法の適用実態等をアンケート及び現地調査で把握して課題を検証し、その対応方策について、各県単位で実施する研修会等で普及啓発を行った。

(予算額79百万円)

## 第10節 農業協同組合等

### 1 農業協同組合及び同連合会

#### (1) 農協系統の現状

農協は、農業者の相互扶助を基本理念とする協同組織であり、農業者の営農活動や生活の向上のため、経済事業、信用事業、共済事業等を展開している。これ

らの事業を総合的に行う総合農協は、地域の組合員等に対し、各種サービスを提供している。また、総合農協等が会員となり都道府県と全国段階に連合会が組織され、これらの指導組織としての中央会が構成されている。

農協の組織や各事業については、これまで事業環境や食料・農業・農村をめぐる情勢の変化を受け、総合農協の合併、地方組織と全国組織の統合、人員の削減、JAバンクシステムの確立や信用・共済事業における他の金融・保険業態と同等の規制措置の導入等の様々な見直しが進められてきた。これらの取組が一定の成果をあげる中で、農協は地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしてきたが、一部には事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられるところである。

こうした状況を踏まえ、平成22年3月30日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては農協について、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たすことが求められているとの認識の下、行政としては、農協本来の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた農協の自主的な取組を促進し、必要な場合には、法律に基づく指導・監督等を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる旨決定したところである。

農協系統の現状を概観すると、23年3月31日現在における農業協同組合の数は総合農協745、連合会が213で22年度中に総合農協が9、連合会が7それぞれ減少している。22年度における総合農協の合併実績は6件であり参加農協数は16農協であった。

21事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、476万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し約5万4千人減少し、准組合員の数は472万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し約14万人増加している。

## (2) 農協系統の財務の概況

21事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・資本の計）93兆6,366億円で、前年度比1.4%増加した。これら調達資金の91.4%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の92%である86兆2,198億円が信用事業資産（預金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比1.3%増加している。固定資産は前年度比0.6%減少し3兆246億円、外部出資は前年

度比11.4%増加し2兆6,678億円である。

純資産については、5兆8,412億円で、前年度比3.2%増加した。

## (3) 農協系統の行う各事業の概況

### ア 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作物別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

21事業年度末における1組合平均の営農指導員数は19.5人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の10.7%となっている。

### イ 信用事業

農協における21度事業年度の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は84兆2,655億円、貸出金残高は23兆6,095億円、有価証券（金銭の信託及び買入金銭債権を含む。）は4兆9,349億円となっている。

### ウ 経済事業

21事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆2,311億円となっており、そのうち主要なものは畜産1兆931億円（25.8%）、米9,327億円（22.0%）、野菜1兆2,298億円（29.0%）、果実4,098億円（9.6%）である。

また、購買事業の取扱高は3兆220億円となっており、そのうち主要なものは飼料3,672億円（12.1%）、肥料3,436億円（11.3%）、農薬2,418億円（8.0%）、農業機械2,419億円（8.0%）、燃料3,835億円（12.6%）、食料品3,399億円（11.2%）、家庭燃料1,967億円（6.5%）である。

### エ 共済事業

22年度末の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、311兆878億円（前年度末320兆3,310億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、4,400億円（前年度末4,404億円）となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金9,075億円、満期共済金2兆7,684億円、合計3兆6,760億円となった。

### オ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、22年度末現在では33都道府県で35連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は115病院、61診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に

対し、医療の提供を行っている。

## 2 農業協同組合中央会

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るために①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する調査・研究等を実施している。

平成22年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農業協同組合中央会にあっては61億5,103万円、都道府県農業協同組合中央会にあっては567億3,216万円となっている。

## 3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、22年度末においては7,933法人（前年度同期7,841法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は1,636、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,059、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は5,238となっている。

また、作目別にみると单一作目が5,960法人で圧倒的に多く、複合作目は1,973法人である。单一作目では、畜産（酪農、肉用牛、養豚、養鶏等）1,643法人、普通作（稻等）1,753法人、野菜759法人、果樹463法人等が多い。

## 4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合（農林年金）は、農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業等を行うため、昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つであるが、公的年金制度の一元化の一環として、平成14年4月に厚生年金と統合した。この統合により、農林年金は職域年金相当部分のみを特例年金として支給するために、経過的に存続することとなっている。特例年金部分については21年11月に政令改正し、平成22年4月から年金としての受給のほか一時金として受給することが選択できるようになった。（22年度末年金受給権者数：404,635人）

# 第11節 農林漁業金融

## 1 組合金融の動き

平成22年度に行われた第177回国会（常会）において、中小企業者等及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図ることにより、中小企業者等の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を図ることを目的とする「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律」の期限を平成24年3月31日まで1年間延長する法律が成立した（平成23年3月31日公布・施行）。これにより、農協系統を含めた金融機関において引き続き貸付条件の変更等の措置をはじめとする金融の円滑化を求めるとともに、事務負担の軽減の観点から金融機関に義務づけている開示・報告資料について簡素化を図った。

また、平成23年3月11日に発生した、東日本大震災に際しては、農協系統金融機関に対し、金融の円滑化に係る要請を行うとともに、被災地にある農協等において、農協法等に基づく報告や届出等について、提出することに相当の事務負担が生じることが想定されることから、提出期限の弾力化等を図った。

以上のような情勢の下、平成22年度の系統信用事業は、次のような動向となった。

### (1) 農協の動き

#### ア 賯金

22年度末の貯金残高は85兆8,181億円となり、前年度末に比べ1兆3,409億円、1.6%増加した。

#### イ 借入金

22年度末の借入金残高は2,046億円（このほか日本政策金融公庫（農林水産事業）から転貸用借入金2,243億円）となり、前年度末残高（2,162億円）より116億円、5.4%減少した。

#### ウ 貸出金

22年度末の貸出金残高は22兆4,095億円（このほか日本政策金融公庫（農林水産事業）受託貸付金残高2,406億円、金融機関貸出11,314億円）となり、前年度末に比べ3,549億円、1.6%減少したため、貯貸率は26.9%から26.1%へと減少した。

また、貸出金残高の短期、長期別の年度間増減をみると、短期貸出が前年度末に比べ1,901億円、11.8%減少、長期貸出が4,481億円、1.9%減少となつた。

なお、長期貸出比率は94.0%で、前年度末に比べ

0.7ポイント増加した。

#### エ 余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券等で運用されており、その22年度末残高は63兆2,638億円で、前年度末残高（61兆6,253億円）より16,385億円、2.6%増加した。

その運用内訳をみると、預け金が58兆2,035億円で前年度末に比べ16,062億円、2.8%増加し、余裕金

の92.0%を占めた。このうち系統への預け金が57兆9,383億円で、余裕金全体の91.6%を占めており、前年度末（91.5%）より0.1ポイント増加した。

また、22年度末における有価証券保有残高は5兆521億円と前年度末に比べ388億円（0.8%）増加したが、余裕金全体に占める割合は8.1%から8.0%へと減少した。（表4）

表4 農協信用事業主要勘定

(単位：億円、%)

貯金(A)	借入金		貸出金(B)		預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
	日本公庫	転貸資金 を除く	日本公庫	資金、金 融機関貸 出を除く				
21年3月末	833,096	2,199		224,571	561,662	559,135	48,112	27.0
22年3月末	844,772	2,162		227,644	565,973	563,688	50,133	26.9
23年3月末	858,181	2,046		224,095	582,035	579,383	50,521	26.1

#### (2) 信農連の動き

##### ア 貯金

22年度末の貯金残高は53兆3,331億円となり、前年度末に比べ1兆4,184億円、2.7%増加した。

##### イ 借入金

22年度末の借入金残高は8,191億円となり、前年度末残高（7,150億円）より1,041億円増加した。

##### ウ 貸出金

22年度末の貸出金残高は5兆3,591億円（金融機関貸出を除く）となり、前年度に比べ2,325億円、4.2%減少した。

この結果、年度末残高の貯貸率は、10.8%から10.0%へと減少した。

##### エ 余裕金

信農連の余裕金（現金を除く。）は、主として農林中金への預け金及び有価証券等で運用されており、その22年度末残高は48兆5,732億円で、前年度末残高（46兆6,755億円）より1兆8,977億円、4.1%増加した。

その運用内訳をみると、預け金30兆4,059億円で余裕金の62.6%を占め、前年度に比べ1兆4,721億円、5.1%増であった。このうち系統への預け金は30兆2,970億円で余裕金全体の62.4%を占めており、前年度（61.8%）より0.6%増加した。また、22年度末における有価証券保有残高は17兆6,825億円と前年度に比べ4,413億円（2.6%）増となり、余裕金全体に占める割合は36.9%から36.4%へと減少した。（表5）

表5 信農連主要勘定

(単位：億円、%)

貯金(A)	借入金	貸出金(B)		金融機関貸 出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
		金融機関貸 出を除く						
21年3月末	513,178	5,188	56,420	15,578	278,773	277,431	163,780	11.0
22年3月末	519,147	7,150	55,916	15,315	289,338	288,325	172,412	10.8
23年3月末	533,331	8,191	53,591	15,703	304,059	302,970	176,825	10.0

## (3) 農林中央金庫の動き

## ア 預金

22年度末の預金残高は40兆9,570億円となり、前年度末（39兆1,087億円）より1兆8,483億円（4.7%）増加した。この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が35兆695億円（前年度33兆3,730億円）で、1兆6,965億円（5.1%）の増加となった。

また、会員以外の残高は5兆8,875億円（前年度5兆7,357億円）で、1,518億円（2.6%）の増加となった。なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が82.5%と大部分を占めており、水産系統3.0%、森林系統0.01%となった。

## イ 農林債券

22年度末の農林債券の発行残高は5兆4,216億円となり、前年度末（5兆6,117億円）より1,900億円（3.4%）減少した。

## ウ 貸出金

## (ア) 会員貸出

22年度末の会員貸出残高は2,027億円、前年度末（2,686億円）より659億円（24.5%）減少した。これを団体別に見ると、農協系統は1,646億

円（前年度2,271億円）で625億円（27.5%）の減少、水産系統が222億円（前年度249億円）で27億円（10.8%）の減少、森林系統が151億円（前年度157億円）で6億円（3.8%）の減少となった。

## (イ) 会員以外の貸出

22年度末の会員以外の貸出残高は13兆7,996億円となり、前年度末（12兆7,694億円）より1兆302億円（8.1%）増加した。このうち、関連事業法人貸出残高は3兆2,400億円（前年度3兆2,755億円）で、355億円（1.1%）の減少となった。他方、関連事業法人貸出以外の貸出は、農林水産業者、公共法人等貸出、金融機関貸出等があるが、これらの残高は10兆2,536億円（前年度9兆1,488億円）で、1兆1,048億円（12.1%）の増加となった。

エ 貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち22年度末の有価証券保有残高は43兆700億円（前年度44兆137億円）で、9,436億円（2.1%）の減少となった。（表6）

表6 農林中央金庫主要勘定

(単位：億円)

	預金	発行債券	会員 貸出	会員以外の 貸出	有価証券
21年3月末	375,015	52,550	2,835	106,643	395,588
22年3月末	391,087	56,117	2,686	127,694	440,137
23年3月末	409,570	54,216	2,027	137,996	430,700

資料：農林中央金庫ディスクリージャー誌単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

## (4) 農水産業協同組合貯金保険機構

農水産業協同組合貯金保険（貯金保険）機構は、貯金保険制度の運営主体として貯金保険法に基づき、昭和48年9月に設立された認可法人である。

貯金保険制度は、信用事業を行っている組合（農協、漁協等）に万一経営破綻が生じた場合、その貯金者に対し、機構が保険金の支払い及び貯金等債権の買取り、資金援助等の措置により、貯金者の保護と信用秩序の維持に資することを目的としている。

貯金保険機構が、保険金の支払い等に必要な資金として積み立てている責任準備金は、平成22事業年度末において3,017億31百万円となっている。なお、平成17年4月以降のペイオフ全面解禁後は、組合の経営破綻は生じていない。

## 2 株式会社日本政策金融公庫

## (1) 貸付計画及び資金計画

平成22年度における貸付計画額は、資金需要の実勢を勘案の上21年度の3,100億円と同額の3,100億円とした。資金の区別別の内訳は表7のとおりである。

22年度の資金交付計画の総額は、21年度の2,700億円と同額の2,700億円とした。この原資として、財政投融資特別会計からの出資金20億円、借入金1,700億円（財政融資資金）、農林漁業信用基金からの寄託金17億円及び自己資金等963億円（うち財投機関債250億円）を充当することとした。また、日本政策金融公庫農林水産業者向け業務の貸付けにより生じる政策コストについて、一般会計から補給金222億183万円（21年

度当初349億5,433万円)の繰入れを予定した。

なお、22年度末時点の日本政策金融公庫農林水産業者向け業務に対する政府出資金は3,254億円となっている。

表7 日本政策金融公庫貸付計画

区分	22年度	21年度	(単位：百万円)	
			比較増△減	
経営構造改善	171,580	146,780	+24,800	
基盤整備	45,536	48,223	△2,687	
一般施設	56,384	78,697	△22,313	
経営維持安定	31,500	31,300	+200	
災害	5,000	5,000	0	
合計	310,000	310,000	0	

### (2) 制度改正

22年度における融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

<22年度>

- ア 農業改良資金において、貸付主体を都道府県から株式会社日本政策金融公庫へ移管した。
- イ 経営体育成強化資金において、償還負担軽減資金の貸付適用期限を延長した。
- ウ 振興山村・過疎地域経営改善資金において、山村振興法又は過疎地域自立促進特別法の適用期限まで貸付適用期限を延長した。
- エ 林業基盤整備資金において、造林・間伐に必要な資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金を貸付対象に追加した。

### (3) 貸付状況

22年度の貸付額は表8のとおり2,443億円で、貸付計画額3,100億円を下回った。

#### ア 経営構造改善関係資金

22年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額をみると、農業経営基盤強化資金は1,084億円、経営体育成強化資金は26億円、漁業経営改善支援資金は63億円、中山間地域活性化資金は87億円となった。これらの結果、全体としては、1,338億円となった。

#### イ 基盤整備関係資金

22年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は74億円、担い手育成農地集積資金は65億円、林業基盤整備資金は106億円、森林整備活性化資金は4億円、漁業基盤整備資金は13億円となった。これらの結果、全体としては、263億円となった。

#### ウ 一般施設関係資金

22年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると

と、農林漁業施設資金は354億円、特定農産加工資金は192億円、食品流通改善資金は120億円となつた。これらの結果、全体としては、733億円となった。

#### エ 経営維持安定関係資金

22年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農林漁業セーフティネット資金が109億円となつた。

#### オ 災害関係資金

22年度の災害関係資金の貸付額は、全体として4百万円となつた。

表8 日本政策金融公庫資金貸付額

区分	22年度	(単位：百万円)	
		21年度	
経営構造改善	133,834	148,066	
農業経営基盤強化	108,438	129,358	
経営体育成強化	2,642	2,728	
農業改良	7,688	-	
林業構造改善事業推進	-	38	
林業経営育成	6	524	
漁業経営改善支援	6,338	7,554	
中山間地域活性化	8,720	7,492	
振興山村・過疎地域経営改善	-	371	
基盤整備	26,258	23,534	
農業基盤整備	7,373	8,865	
担い手育成農地集積	6,541	7,878	
林業基盤整備	10,646	4,787	
森林整備活性化	449	568	
漁業基盤整備	1,250	1,436	
一般施設	73,326	55,600	
農林漁業施設	35,395	20,902	
畜産経営環境調和推進	147	400	
特定農産加工	19,204	8,940	
食品産業品質管理高度化促進	450	100	
漁船	1,253	194	
水産加工	4,126	4,341	
食品流通改善	12,010	18,537	
食品安定供給施設整備	620	2,100	
塩業、新規用途、乳業	121	87	
経営維持安定	10,907	28,390	
林業経営安定	-	-	
漁業経営安定	-	-	
農林漁業セーフティネット	10,907	28,390	
災害	4	64	
計	244,329	255,563	

(注) 単位未満四捨五入につき合計と内訳が不合しないことがある。

### 3 農業改良資金

本制度は、農業経営の改善を目的として、その自主性や創意を生かしつつ、都道府県知事から貸付資格の認定を受けた農業改良措置（新たな農業経営部門への進出、新たな生産方式の導入等）に取り組む際に必要な資金の無利子貸付けを行うものである。平成22年度においては、「農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律」により、農業者等にとって使いやすいものとなるよう、貸付主体を都道府県から株式会社日本政策金融公庫等に変更（平成22年10月1日から）するとともに、貸付原資について特別会計から無利子で供給する方式を、一般会計からの利子補給方式に変更した。さらに「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」において、償還期間の延長や貸付対象者の拡大等の特例措置が講じられるとともに、前年度に引き続き、ホームページを活用した制度や貸付事例等の情報提供のほか、関係機関の説明会等を通じ、農業者や関係機関への一層の利用促進を図った。

#### (1) 融資状況

平成22年度の実績は590件、80億円で、そのうち、10月1日から貸付主体となった株式会社日本政策金融公庫等の実績は542件、77億円となった。

#### (2) 農業改良資金の予算及び決算

平成22年度における農業改良資金利子補給金の当初予算額は7,840万円に対し、決算額は1,222万円となった。

### 4 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に、都道府県の行う利子補給等の措置に対して助成すること等により長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきたところであるが、三位一体の改革により、17年度以降は、都道府県に対する国の助成を廃止・税源移譲し、都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下で事業を実施している。

22年度においては、22年度中に新たな資金を借り入れる認定農業者に対して、公募により選定された団体からの利子助成により金利負担軽減措置を実施している。

#### (1) 融資状況

22年度の融資実績は355億円（21年度469億円）で、承認件数は4,557件となった。（表9）

表9 農業近代化資金利子補給承認状況

	22年度		21年度	
	件数	金額	件数	金額
個人施設	4,388	30,380	5,011	39,394
うち認定農業者向け	4,001	25,181	4,212	27,191
うちその他担い手向け	387	5,199	799	12,203
共同利用施設	169	5,130	218	7,561
合計	4,557	35,510	5,229	46,955

（注）単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

#### (2) 融資残高

22年12月末の融資残高は2,145億円（うち国枠中金融資分26億円）となった。

#### (3) 農業近代化資金の予算及び決算

22年度における農業近代化資金利子補給金の当初予算額は1,147万7千円であり、補正後の予算額475万1千円に対し決算額は465万3千円となった。（表10）

表10 農業近代化資金の予算額及び決算額

	22年度		21年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金	(11,477)		(8,349)	
利子補給金	4,751	4,653	4,651	4,081

（注）（ ）内は当初予算である。

### 5 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金制度は、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な短期運転資金を、農協系統金融機関等を通じて極度貸付方式等で供給することを目的として、6年度に創設された。

本資金制度の仕組みは、（独）農林漁業信用基金に造成される国の出資金等による全国低利預託基金並びに都道府県農業信用基金協会に造成される都道府県低利預託基金をベースとして、基金協会が農協等の融資機関に低利預託を行い、融資機関が四倍協調で短期運転資金を融通する仕組みである。

#### 融資状況

22年度末の融資状況は、融資枠2,000億円に対して極度契約額は192億円（21年度178億円）で、その融資残高は121億円（21年度114億円）となった。

## 6 農業信用保証保険

農業信用保証保険制度は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき（独）農林漁業信用基金が行う農業信用保険の制度を確立し、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする制度である。

22年度においては、銀行等民間金融機関からの農業者等に対する資金の円滑な融通が行われるよう、金融機関の農業者等向け融資に係る保険を（独）農林漁業信用基金が直接引き受ける融資保険の対象金融機関に銀行、信用金庫及び信用協同組合を追加するため、農業信用保証保険法の一部改正を行った。

### （1）農業信用基金協会の業務概況

22年度末の債務保証残高は6兆8,384億円（農業近代化資金1,662億円、農業改良資金50億円、就農支援資金163億円、一般資金等6兆6,509億円）で、前年度末の6兆8,797億円に対し413億円の減少となった。

また、22年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は154億円で、前年度の174億円に比べ20億円減少した。

この結果、22年度末の求償権残高は1,027億円となつた。

### （2）（独）農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

22年度末の保険額残高は、保証保険3兆4,982億円、融資保険106億円で、前年度末の保証保険3兆5,966億円、融資保険84億円に対し、984億円の減少及び22億円の増加となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金491億円で、前年度末と同額となった。

また、22年度において基金協会等に支払った保険金の額は60億円で、前年度の61億円に対し1億円減少した。

この結果、22年度末の支払保険金残高は980億円で、前年度の949億円に対し31億円の増加となった。

### （参考）全国農協保証センターの業務概況

22年度末の再保証引受額及び保証引受額は4,610億円（前年度6,174億円）、再保証残高及び保証残高は4兆408億円（前年度3兆9,599億円）となった。

### （3）農業信用保証保険関係の予算と決算

22年度においては、（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するための予算として8億5,945万5千円（決算額8億5,945万5千円）を交付した。また、運転資金について無担保・無保証人の特別保証枠を設定し、農業信用基金協会が行う債務保証の引受基盤を強化するための資金として3,588万1千円を交付した（表11）。

表11 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

（単位：千円）

区分	22年度		21年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営金融支援対策費補助金				
農業経営維持支援緊急	—	—	(一)	
保証事業	—	—	1,168,679	1,168,679
農業経営資金繰り円滑化特別保証事業	(230,000)	230,000	35,881	—
農業信用保険事業交付金	(859,455)	859,455	(770,455)	770,455

（注）（ ）内は当初予算である。

## 第12節 農業災害補償制度

### 1 概要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整

備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填し農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国が再保険を行うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園

芸施設共済があり、国が再保険を行わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表12のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている。（地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との2段階制による事業実施も可能。）

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るために、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務（国の出資38億円、連合会等の出資18億円）により、農業共済団体等に対し、共済金及び保険金の支払財源が不足する場合に融資を行っている。

表12 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的 (対象となる作物等)
農作物共済事業	水稻、陸稻、麦
家畜共済事業	牛、馬、豚
果樹共済事業	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済事業	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済事業	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
任意共済事業	建物、農機具その他上記以外の農作物等

- (注) 1 農作物共済事業及び家畜共済事業は、原則としてその実施が義務付けられている。他の事業は、地域の実態に応じて実施する。  
 2 果樹共済事業には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済がある。  
 3 指定かんきつとは、はっさく、ほんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぽうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず及びはるみを総称したものである。  
 4 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハ

ウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。  
 5 任意共済事業は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等の助成措置は行われていない。また、任意共済事業として現実に共済目的になっているものは、建物と農機具のみである。

## 2 制度の運営

### (1) 平成22年度における被害の発生状況及び被害に対する講じた処置

平成22年度は、春先の低温・日照不足と初夏からの異常な高温という対極的な気象状況が原因となって、広範な作物で大きな被害が発生したほか、12月下旬から2月にかけては、北海道・東北及び山陰地方における断続的な大雪、1月には、宮崎県、鹿児島県における霧島山（新燃岳）の噴火の影響による農作物等の被害が発生した。

また、3月には、東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした広い範囲において津波等による農作物等の被害が発生した。

被害の発生に対し、以下のとおり通知等を発出し、損害防止対策や事後対策の実施について組合員等への周知を図るとともに、確実な被害申告や的確な損害評価の実施、また、共済金の早期支払体制の確立等について農業共済団体等に指導した。

ア 4月中旬の北海道、東北、北陸地域における低温による農作物への被害が懸念されたことから「凍霜害に係る迅速かつ適正な損害評価の実施、共済金の早期支払等について」（保険監理官通知（平成22年4月9日付け22経営第109号））を発出した。

イ 年末年始にかけて西日本の日本海側で記録的な大雪になるなど、大雪等により各地で被害が生じている状況を踏まえて設置された「今冬期の大雪等への対策に関する関係省庁連絡会議」において、国民の安全・安心への要請に応えるため、政府として一丸となって総合的かつ積極的な対策を推進することが申し合わされたことを受け、「大雪等による被害に係る迅速かつ適正な損害評価の実施及び共済金の早期支払等について」（保険監理官通知（平成23年1月24日付け22経営第5678号））を発出した。

ウ 宮崎県、鹿児島県県境にある霧島山（新燃岳）が

噴火した影響により農作物等の被害が発生したことを踏まえ、「宮崎県、鹿児島県における霧島山（新燃岳）の噴火による被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について」（保険監理官通知（平成23年1月28日付け22経営第5863号））を発出した。

エ 3月に発生した東日本大震災への農業共済の対応として、「東北地方太平洋沖地震等の被害に伴う農業共済の対応について」（保険課長・保険監理官通知（平成23年3月31日付け22経営第7389号））を発出した。

### (2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会（会長 山下友信）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農林漁業保険審査会には、農業共済再保険部会、森林保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれており、審査事項は、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関する審査である。

### (3) 家畜共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる家畜共済の共済掛金標準率の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会（農業共済部会）に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、平成23年3月1日付け農林水産省告示第488号をもって共済掛金標準率等が告示され、平成23年4月1日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係に適用することとされた。

## 3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

### (1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、平成22年4月1日現在で組合等数258、うち組合204、共済事業を行う市町村54となっている。農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、昭和45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は226（うち郡の区域を超える組合等数は172）となっている。

### (2) 運営指導

平成22年4月15日に都道府県主管課長及び農業共済

担当者を集め、22年度における農業共済事業の運営方針について説明し、組合等に対する指導を指示した。また、同日、連合会等参事をを集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査の的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象とした検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

### (3) 団体等への助成

農業災害補償法に基づき行う共済事業及び保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、府費などの経費を農業共済事業事務費負担金として負担しており、農作物共済、畑作物共済、果樹共済及び園芸施設共済の損害評価を実測調査等により実施するための経費を農業共済事業特別事務費補助金として、現行の損害評価員による把握の方法に代え、衛星画像を活用した新たな損害評価方法を確立するための経費を農業共済事業運営基盤強化対策費補助金として農業共済団体等に補助している。平成22年度における交付実績は、全都道府県42連合会204組合で、農業共済事業事務費負担金418億8,515万円、農業共済事業特別事務費補助金1億169万円、農業共済事業運営基盤強化対策費補助金2億5,035万円となっている。

## 4 事業の実績（任意共済事業を除く）

### (1) 農業共済への加入状況

平成22年産（度）の各事業を通じての延加入数は2,222千戸であり、総共済金額は2兆5,502億円となっている。

また、引受率は、水稻にあっては92.9%、麦にあっては95.6%、乳用牛等にあっては91.2%、肉用牛等にあっては68.8%、肉豚にあっては20.3%、果樹にあっては25.5%、大豆等の畑作物にあっては64.5%、園芸施設等にあっては48.2%となっている。

### (2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,132億円であり、このうち国庫負担は564億円、農家負担は567億円、平均国庫負担割合は50%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制（基準共済掛金率3%を境に50%と55%）をとっており、その他は定率で、畑作物は55%（蚕繭は50%）、豚40%、その他の作目（水稻、果樹等）については50%と定められている。

### (3) 共済金の支払状況

平成22年産（度）において、災害のため農家に支

払った共済金は合計で1,147億円（平成23年9月末現在）であった。

#### (4) 農業共済再保険特別会計

この会計は、平成19年度から特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。

平成22年度の各勘定における収支の概要は、次のとおりである。（計数は単位未満切捨てによる。）

##### ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入257億8,404万円、預託金利子収入1,917万円の合計258億322万円、支出124億3,569万円（農業勘定へ繰入122億9,772万円、果樹勘定へ繰入1億3,796万円）、差引133億6,752万円の剩余となる。この剩余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

##### イ 農業勘定

当勘定の収支は、収入313億6,271万円、支出307億5,115万円、差引6億1,155万円の剩余となるが、未経過再保険料に相当する額1億1,635万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると4億9,520万円の剩余となる。この剩余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

##### ウ 家畜勘定

当勘定の収支は、収入413億3,109万円、支出312億3,615万円、差引100億9,494万円の剩余となるが、未経過再保険料等に相当する額102億9,675万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると2億181万円の不足となる。この不足金は、積立金から補足することとして決算を結了した。

##### エ 果樹勘定

当勘定の収支は、収入48億9,334万円、支出32億6,713万円、差引16億2,621万円の剩余となるが、未経過再保険料に相当する額17億1,277万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると8,655万円の不足となる。この不足金は、補足すべき積立金がないので、このまま決算を結了した。

##### オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は、収入39億5,438万円、支出26億5,511万円、差引12億9,926万円の剩余となるが、未経過再保険料等に相当する額12億7,551万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると2,375万円の剩余となる。この剩余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

##### カ 業務勘定

当勘定の収入は、一般会計より受入9億6,827万円、雑収入等6万円の合計9億6,834万円、支出は業務取扱費9億6,833万円であり、差引6,619円の剩余となる。この剩余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

#### (5) 独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績

平成22年度における独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績は次のとおりである。

##### ア 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、積立金等20億9,204万円の計76億9,204万円であった。

##### イ 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された24億1,745万円と、当期中に貸し付けた92億1,439万円の計116億3,184万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数9、貸付件数は17件であった。

##### ウ 回収

回収金総額は103億5,324万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は12億7,860万円となつた。

##### エ 当期損益

当期における収入総額2億3,903万円に対し、支出総額は1億2,323万円で差引1億1,580万円の損失であった。